

令和 7 年 1 月 29 日

総務大臣
村上 誠一郎 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁

答 申 書

令和 6 年 12 月 11 日付け諮問第 3190 号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件について総務省が実施した意見募集に関し、提出された諮問事項に係る意見に対する別紙 1 の総務省の考え方について、適当と認められる。
- 2 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等については、別紙 2 及び別紙 3 のとおり修正を加えた上で改正することが適当と認められる。

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案等 に対する意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間: 令和6年12月12日(木)から令和7年1月15日(水)まで

■ 案件番号: 145210415

< 1. 諮問事項に係る意見 >

■ 意見提出数: 3件 (法人・団体: 3件、個人: 0件)
※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者: 次のとおり

受付	意見提出者
1	東日本電信電話株式会社
2	西日本電信電話株式会社
3	ソフトバンク株式会社

< 2. 諮問事項ではないものに係る意見 >

■ 意見提出数: 7件 (法人・団体: 7件、個人: 0件)
※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者: 次のとおり

受付	意見提出者
1	UQコミュニケーションズ株式会社
2	東日本電信電話株式会社
3	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
4	西日本電信電話株式会社
5	ソフトバンク株式会社
6	株式会社NTTドコモ
7	KDDI株式会社

< 1. 諮問事項に係る意見と考え方 >

■ 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案について

意見	考え方	案の修正
第3条に係る意見		
<p>(意見1)</p> <p>○ 本条における「特別の理由がある場合」の一例としては、第10回コスト算定等研究会の事務局資料で示されたとおり、「真に必要な災害時対応として(既存の電話ユニバ制度のような)特別損失対応を総務省令に盛り込むことを想定」したものと考えられ、そうした災害等の特別損失等を原価算定へ反映すること等について、総務大臣の許可を受けて対応が可能となるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見1に対する考え方)</p> <p>いただいた御指摘について、今後、第二種適格電気通信事業者から第二号算定等規則第3条の規定による総務大臣の許可について申請があった場合に、その内容に応じて、適切にその可否等を検討してまいります。</p>	無
第5条第1項に係る意見		
<p>(意見2)</p> <p>○ 一つの支援区域の中においても、整備済みのエリアと未整備のエリアが混在する状態が生じ得ると理解しており、当該未整備エリアで整備を行う必要が生じた場合には、そうした地域の整備及び役務提供を行う事業者が必要な支援を受けられる仕組みを今後検討していくことが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見2に対する考え方)</p> <p>ある担当支援区域の中で第二種適格電気通信事業者が実際に提供する第二号基礎的電気通信役務の回線数が増加した場合には、第二号算定等規則第6条又は第7条の規定に基づいて、その増加分を適切に第二種交付金の額の中で評価していくこととなります。いずれにせよ、いただいた御意見については、この制度の運用開始後の関係各者の状況も踏まえ、必要に応じ、今後の継続的な検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
第5条第4項に係る意見		
<p>(意見3)</p> <p>○ 本制度において、適格電気通信事業者が必要十分かつ過大でない支援を受けられない場合、第二号基礎的電気通信役務を維持することが困難になるおそれがあるため、第二種交付金の上限額となる第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表の算定に用いる標準判定制については、実態と合ったものとなっているか継続的に確認し、必要に応じて見直す必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表の算定に用いる、第二号算定等規則第3節第2款に規定する原価の算定方法については、今後も継続した精緻化及び更新の作業を行っていくこととしており、いただいた御意見については、こうした今後の継続的な検討に当たっての参考とさせていただきます。</p>	無
第6条に係る意見		
<p>(意見4)</p> <p>○ 「総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いる」とありますが、その場合において、事業者において支援区域での役務提供に必要な支援が得られず、結果的に第二号基礎的電気通信役務を維持することが困難になるおそれがあるため、控除の要否や</p>	<p>(意見4に対する考え方)</p> <p>御指摘の規定については、今後、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)の例も参考にしながら適切な運用が図られる必要があると考えており、いただいた御意見については、その今後の運用に当たっての参考にさせていただきます。</p>	無

<p>その額については、サービスの維持が困難とならないようにすることが必要と 考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>		
<p>第14条に係る意見</p>		
<p>(意見5)</p> <p>○ 一般的に、設備の維持管理費用は、その設備の構築費用に比例すると考えられており、山間部等における伐採や除雪、急な斜面での施工等における追加的工・物品等、構築費用が都市部よりも高額となることを見込まれる地域特性を反映した実際の構築費用を用いることで、実態に則した維持管理費用の算定が可能となると考えます。</p> <p>○ 実態に即した費用の算定により、事業者が安定してサービスを提供するための適切な支援を受けることが可能となるため、第七条式による設備管理部門の原価の整理の算定について、費用ごとにそれぞれ個別の区域において実際の設備の構築費用を基に算定した額を合計する手法として整理されたことに賛同します。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見5に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>第14条第2項第1号及び第15条第2項第1号に係る意見</p>		
<p>(意見6)</p> <p>第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則案(以下、第二号算定等規則案)第14条第2項第1号イとロについて、それぞれ条文で引用されている電気通信事業法施行規則(以下、施行規則)に誤りがあるため、第二号算定等規則案第14条第2項第1号は以下のとおり修正する必要があります。</p> <p>■修正案 ※変更箇所は下線</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p> <p>【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>(意見6及び意見7に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見のとおり、御指摘の第14条第2項第1号イ及び第15条第2項第1号イの規定には公設地域の内容を、第14条第2項第1号ロ及び第15条第2項第1号ロの規定には未整備地域の内容をそれぞれ規定するものであるため、御指摘のとおり、これらの内容を入れ替える等の修正を行います。</p> <p>(なお、次に示すのは第14条であり、第15条も同旨の修正を行います)</p> <p>○ 原案： 第14条(略)</p> <p>2(略)</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)</p>	<p>有</p>

<p>(意見7)</p> <p>第二号算定等規則案第15条第2項第1号イについて、それぞれ条文で引用されている施行規則の条文に誤りがあるため、第二号算定等規則案第15条第2項第1号は以下のとおり修正する必要があると考えます。</p> <p>■修正案 ※変更箇所は下線</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域 <u>当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用</u></p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域 <u>次に掲げる費用</u></p> <p>(1) <u>当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用</u></p> <p>(2) <u>前事業年度のこの款の規定に基づく費用の額の算定において次の(3)の規定に基づきその費用を原価として算定した電気通信設備に係る費用((1)に掲げる費用を除く。)</u></p> <p>(3) <u>この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の翌事業年度中に所有者である地方公共団体から譲り受けることを合意している電気通信設備に係る費用の額に、当該翌事業年度の開始の日から当該合意により当該電気通信設備を譲り受けることを予定している日(その日が当該翌事業年度の開始の日から第十九条第一項に規定する応当日までの間に属する場合は当該応当日を当該譲り受けることを予定している日とみなす。以下「譲受予定日」という。)の前日までの日数を当該翌事業年度の日数から控除した日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じて得た費用</u></p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>↓ 黄緑色と青色を入れ替えます(その他技術的な修正も加えています)</p> <p>○ 修正案： 第14条（略） 2（略）</p> <p>イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する<u>単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額(当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。)</u></p> <p>ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する<u>単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費</u></p>	
第14条第2項第4号に係る意見		
<p>(意見8)</p> <p>○ 事業者が設置する既存の電柱等については、第七条式が適用される地域において、新規整備を行うよりも効率的な設備構築を行うために用いられたものであり、当該地域での役務提供にあたり新規整備と同様に必要な設備として、当然に維持管理費用が生じていることから、公設設備・新規整備として構築した設備と同様に、原価の算定対象とすることが適当であると考えます。また、算定にあたっては透明性の観点から、総務大臣から認可を受けている接続料等を用いることと整理されたことに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見8に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

第15条第3項に係る意見		
<p>(意見9)</p> <p>○ 設備更新に係る減価償却費について、道路拡幅工事等に伴う設備移転のための設備の除却・再投資、鳥獣害等により損壊した設備の復旧、老朽化等による故障等に伴う設備取替及び災害等により損壊した設備の復旧、並びにサービス維持の範疇を超えない設備の更新に係るものは、事業者が役務提供を行う上で現に発生しているものであり、第七条式が適用される地域で継続して役務提供を行うためには必要な費用であることから、これらの設備更新に係る減価償却費を原価の対象とすることと整理されたことに賛同します。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見9に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承りません。</p>	無
第15条第6項に係る意見		
<p>(意見10)</p> <p>○ 第七条式の算定において、通信と放送の共用に関し、未契約者には放送トラヒックが流れないことを踏まえ、町字単位で放送サービスの契約者数を把握したうえで、費用を3分の2に圧縮する対象を実際の放送サービス契約者分に限定すると整理されたことに賛同します。</p> <p>ただし、ブロードバンド基盤を通じて提供される様々なサービスを「放送」「通信」と区分し、放送サービスに係るコストとして、3分の1が支援対象外となり事業者が負担することとなれば、未整備地域や公設地域において事業者が自発的な民設移行や新規整備を行うインセンティブを阻害することや、ブロードバンド基盤を活用した放送サービスの提供ができなくなること等の利用者利便の低下をもたらすおそれがあることから、放送サービスに係るコストについて、本交付金制度とは別の支援を受けられる仕組みを継続して検討いただくことが適当と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見10に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の後段については、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	無
第21条に係る意見		
<p>(意見11)</p> <p>○ 譲受予定日の変更が生じる場合においては、変更後の譲受予定日が、変更前の譲受予定日の属する事業年度内である場合のみならず、翌事業年度となる場合も想定されるため、そうした場合を想定した規定としておくことが必要と考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見11に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、第21条第2項を次のように修正します。(修正箇所は下線のとおり。)</p> <p>○ 原案： 2 前項の第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し譲受予定日を<u>当該日の属する事業年度の当該日の翌日以降のいずれかの日</u>に変更した旨の連絡があった場合における当該第二種適格電気通信事業者に対する当該譲受予定日を変更した電気通信設備に係る第二種交付金の額は、当該変更後の日を第十五条第二項第一号イ(3)に規定する譲受予定日とみなしてこの章の規定により算定した第二種交付金の額とする。</p>	有

	<p>○ 修正案： 2 前項の第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し譲受予定日を当該日の翌日以後の当該日の属する事業年度又はその翌事業年度のいずれかの日に変更した旨の連絡があった場合における当該第二種適格電気通信事業者に対する当該譲受予定日を変更した電気通信設備に係る第二種交付金の額は、当該変更後の日を譲受予定日とみなしてこの章の規定により改めて算定するものとする。ただし、当該事業年度の開始の日から当該事業年度にする第八条届出の日の前日までの間に当該譲受予定日を当該翌事業年度のいずれかの日に変更した旨の連絡があった場合は、当該第八条届出の内容によることとする。</p>	
<p>第25条第2項第1号に係る意見</p>		
<p>(意見12) 第二号算定等規則案第25条第2項第1号では、電気通信事業報告規則の改正案(以下、報告規則改正案)様式第31の7により報告される回線数を用いて算定対象回線数を算出する旨が規定されている理解ですが、第二号算定等規則案第25条第2項第1号と報告規則改正案第9条第2項では、左記の通り報告様式第31の7の報告対象事業者の定義に差分が生じているものと見受けられます。 仮に第二号算定等規則案の該当の記載を維持した場合、卸電気通信役務に限定されてしまうことにより、L2接続のMVNOからの報告が算定対象回線の算出において加味されない整理となってしまうことから、第二号算定等規則案第25条第2項第1号における「報告規則様式第三十一の七」の報告対象事業者の定義を、報告規則改正案第9条第2項の報告対象事業者の定義へ合わせるよう調整いただく必要があるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p></p>	<p>(意見12に対する考え方) いただいた御意見を踏まえ、第25条第2項第1号を次のとおり修正します。(修正箇所は下線のとおり。)</p> <p>○ 原案： 一 携帯電話・PHSアクセスサービス これを提供する高速度データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十一により報告される卸電気通信役務の回線数から、専ら当該卸電気通信役務を利用することにより仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者から報告規則様式第三十一の七により報告される回線数に基づき算出する施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務(同条第一号及び同条第二号中に掲げる電気通信役務を除く。)に係る回線数を控除する方法</p> <p>○ 修正案： 一 携帯電話・PHSアクセスサービス これを提供する高速度データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十一により報告される一次MVNO(当該様式注一に規定する一次MVNOをいう。)に提供する回線数から報告規則様式第三十一の七により報告される回線数に基づき算出する施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務(同条第一号及び同条第二号中に掲げる電気通信役務を除く。)の回線数を控除する方法</p>	<p>有</p>

■ 電気通信事業法施行規則の一部改正について(第27条第3項、第40条の4第2項及び第3項、第40条の4の6、第40条の6の3第3項、第40条の7の2、第40条の8の3)

意見	考え方	案の修正
第40条の4第2項に係る意見		
<p>(意見13)</p> <p>○ 第一号基礎的電気通信役務収支表について、デジタル原則に基づく備置き義務の廃止に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見13に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
第40条の4の6第2項及び第3項に係る意見		
<p>(意見14)</p> <p>○ 第二号基礎的電気通信役務収支表及び特別支援区域整備・役務提供計画書について、デジタル原則に基づく備置き義務の廃止に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見14に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
第40条7の2に係る意見		
<p>(意見15)</p> <p>○ 第二種負担金の算定に係る役務の範囲を明確化すると整理されたことに賛同いたします。</p> <p>なお、範囲の明確化にあたっては、負担対象となる役務が意図せず増えてしまう事態を避けるためにも、負担金対象外となる役務を規定するブラックリスト方式ではなく、負担金対象となる役務を規定するホワイトリスト方式としていただくことが望ましいと考えます。</p> <p>また、負担金の対象役務については事業者へ十分な周知を行っていただくとともに、利用者にも広く理解が得られる状態とするために、総務省において対象となる役務が何であるか、広く国民に対して周知活動を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見15に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段については、本省令案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の中段については、御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の後段について、この制度においては、国、自治体、支援機関、電気通信事業者が連携しつつ、それぞれの立場から必要な周知・広報を重畳的に行うことが重要なものと考えており、今後適切に対応させていただくことを想定しています。</p>	無

< 2. 諮問事項ではないものに関する意見と考え方 >

■ 全般に関する事項

意見	考え方	案の修正
<p>(意見16)</p> <p>当社は、政府のデジタル田園都市国家構想等の実現に向け、国・自治体の補助金によってブロードバンド基盤の更なる整備を図りつつ、新たな制度を通じて広くブロードバンドサービスの維持等を図るとする政策に賛同します。当社は、FTTHサービスを既に提供しているエリアでは、安定・継続的な役務提供を担っていくとともに、他事業者も含めFTTHサービスを提供していないエリアでは、国・自治体の補助金によるブロードバンド基盤の整備を前提に、新たな交付金等による必要十分で過大でない支援を活用することで、自治体と連携しつつ、ブロードバンド基盤の整備・維持に積極的に取り組む考えです。</p> <p>なお、本研究会での議論は、最終保障提供責務を担う事業者が存在しないことを前提としていますが、通信政策特別委員会の報告書で示されたように、今後、仮に特定の事業者が最終保障提供責務を担うこととなる場合には、今回の交付金制度の考え方を踏まえた上で、最終保障提供責務の履行にあたっての整備費・維持費の双方について、必要十分かつ過大でない補填を制度的に担保することが不可欠と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見16に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見の前段については、この制度を含む政府の関連施策への賛同の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見の後段については、御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

■ 電気通信事業報告規則(以下「報告規則」という。)の一部改正

意見	考え方	案の修正
第9条に係る意見		
<p>(意見17)</p> <p>○ 今回定められる負担対象回線数の把握においては、複数の事業者間での連携を要する等、事業者にとって複雑なものとなっているため、事業者における過度な負担を避ける観点からも、回線数のカウント方法や回線数の把握・報告方法・報告頻度等においては、可能な限りシンプルかつ簡便な方法となるよう、継続して検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>(意見17に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>

<p>(意見18)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本省令案における様式第三十一の七の報告対象事業者は、仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者のうち、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの、もしくは携帯電話・PHSアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とGPRSTンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているものとなっております。 上記に関して、「携帯電話・PHSアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とGPRSTンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの」は、いわゆるレイヤ2接続/卸により回線提供を受けるMVNO(5G(SA方式)を除く)を指すものと認識しておりますが、同様にレイヤ3接続/卸(回線容量単位)により回線提供を受けるMVNOやレイヤ2接続/卸により5G(SA方式)の回線提供を受けるMVNOについても、MNOにおいて当該MVNOが提供する回線の利用用途を把握できないことを踏まえ、報告対象に含めるべきと考えます。他方で、レイヤ3接続/卸(回線容量単位)により回線提供を受けるMVNOや、レイヤ2接続/卸により5G(SA方式)の回線提供を受けるMVNOは現時点で存在しないことから、今後、当該MVNOが現れた段階において、本規定の見直しを行うことを要望します。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>(意見18に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、必要に応じ、今後の継続的な検討に当たって参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>(意見19)</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度におけるコスト算定等に関する研究会において、MNOでは「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(令和6年3月改定)」等を踏まえてMVNOの回線用途を把握することができないことから、MVNOが様式第三十一の七にて報告した回線数を総務省・基礎的電気通信役務支援機関にて集計し、MNO各社に対し、一次MVNO毎の負担金算定対象となる回線の割合等を通知いただく運用を行う方向性が示されたものと認識しております。 当該運用に関する具体的な方法の検討にあたっては、事業者へ過度な負担とならないよう配慮いただくとともに、実態を踏まえた柔軟な運用整理となるようお願いしたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>(意見19に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見については、関係各者に過度な負担が生じないよう、今後の運用に当たって参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
<p>報告規則様式第31の3に係る意見</p>		
<p>(意見20)</p> <p>総務省「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方」(令和6年11月21日)において、</p> <p>「他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)」</p>	<p>(意見20及び21に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、報告規則様式第31の3に次の注を注4として追加し、原案の注4から7までを一つずつ繰り下げ注5から8までとすることとします。</p> <p>○ 追記案:</p>	<p>有</p>

<p>が示されています。</p> <p>当社は、地域BWA事業者に対して、地域BWAサービスの利便性向上のために、地域BWAアクセスサービスエリア外でBWAアクセスサービスを利用できるよう地域BWA事業者に対してローミング用回線を提供していることから、注1に、</p> <p>「・ローミングサービス(この様式において、他の電気通信事業者が提供する地域BWAアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において当該利用者に対し提供する全国BWAアクセスサービスをいう。)の回線数を自らの回線数に含めないこと。」</p> <p>を追記いただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p><u>4 ローミングサービス(この様式において、他の電気通信事業者が提供するBWAアクセスサービス(自営等BWAアクセスサービスを除く。)の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する全国BWAアクセスサービスをいう。)の回線数を自らの回線数に含めないこと。</u></p>	
<p>(意見21)</p> <p>既にいくつか提供されている実例がありますが、地域BWAと全国BWAが相互に卸役務の提供(ローミングを含む)を行っていたり、こうした場合に複数の電波帯を使ってキャリアアグリゲーション(CA)を行っている場合、本様式では、地域BWAと全国BWAや、BWAとLTEについて重複して利用者がカウントされる可能性があるため、そうならないよう明示的に記載していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会】</p>		
<p>報告規則様式第31の4に係る意見</p>		
<p>(意見22)</p> <p>総務省「ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度に係る総務省令案の考え方」(令和6年11月21日)において、</p> <p>「・他事業者の利用者に自社網をローミング利用させている場合はカウントしない(当該他事業者で一カウントされる)</p> <p>・いわゆるキャリアアグリゲーションなど周波数を一体的に運用することで役務提供を行う場合は一回線としてカウントする」</p> <p>が示されています。</p> <p>当社コア設備を共同利用する地域BWA事業者においては、地域BWAサービスの利便性向上のために、1の地域BWA事業者が提供する地域BWAアクセスサービスの利用者に対し、他の地域BWA事業者が提供するBWAアクセスサービスエリアで地域BWAアクセスサービスをローミングサービスとして利用することが可能となっています。</p> <p>また、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会報告書(平成30年8月)」で報告されたとおり、地域BWA帯域の有効利用の観点から、全国BWA事業者のトラフィックの地域BWA帯域へのオフロードが提言され、全国BWAアクセスサービスと地域BWAアクセスサービスのキャリアアグリゲーションに関する電波法関連の制度整備もなされているところです。これにしたがい、2025年度から、当社モバイルルータ等に地域BWAアクセスサービス機能を搭載し、地域BWA事業者から</p>	<p>(意見21、22及び23に対する考え方)</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、報告規則様式第31の4に次の注を注4及び注5として追加し、原案の注4から6までを二つずつ繰り下げ注6から8までとすることとします。</p> <p>○ 追記案:</p> <p><u>4 ローミングサービス(この様式において、他の電気通信事業者が提供するBWAアクセスサービス(自営等BWAアクセスサービスを除く。)の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する地域BWAアクセスサービスをいう。)の回線数を自らの回線数に含めないこと。</u></p> <p><u>5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。</u></p>	<p>有</p>

に限りません。

このような実態から、基地局(アクセスポイント)設置事業者は、基地局の提供先である電気通信事業者が最終利用者に提供する回線数を把握することが出来ない状況にあり、当該回線数を把握しているのは役務提供主体である電気通信事業者です。したがって、公衆無線LANアクセスサービスに限っては、基地局(アクセスポイント)設置事業者に対して報告義務を課すのではなく、利用者への提供回線数を把握している役務提供主体である事業者に報告義務を課し、負担金の額を算定することが適切であり、報告対象事業者欄の「基地局を設置して」という文言は削除することが適当と考えます。

また、「基地局を設置して」の文言を削除し、役務提供主体に着目して回線数を把握するにあたり、公衆無線LANアクセスサービスの回線数は最終利用者への役務提供主体となる事業者が報告することが適当であるため、回線数の重複を排除するため、他の事業者に提供する卸電気通信役務の回線数を報告対象から除外する必要があると考えます。具体的には、様式第31の5の回線数の定義に、「自らが最終利用者に提供する回線数」に報告対象を限定することを追記し、注3の「他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。」を削除する必要があると考えます。

なお、現行の報告規則第2条第1項(電気通信役務契約等状況報告等)における報告対象事業者欄には、公衆無線LANアクセスサービス以外の移動電気通信系役務に係るアクセスサービスは「基地局を設置して」と記載がありますが、公衆無線LANアクセスサービスに限り「公衆無線LANアクセスサービスを提供する事業者」とされており、役務提供主体が報告する規定となっているものと承知しております。本改正案においても、これと平仄を合わせることを適当と考えます。

【KDDI株式会社】

審議会 電気通信事業政策部会 答申)P.57以降に記載の「(3)卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収について」の「考え方」のとおり、「卸元事業者による卸電気通信役務の提供に係る回線数に基づいて、卸元事業者から第二種負担金を徴収することが適当である」ため、御指摘のように本省令案を修正する必要はないものと考えます。

(以上)

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第一百条の四第一項、第三項及び第四項、第一百条の五第一項、同条第二項において読み替えて準用する第一百条第二項及び第五項並びに第一百七十六条の二並びに電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）第五条の二第一項の規定に基づき、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 第二種交付金

第一節 第二種交付金の額等の認可申請（第四条）

第二節 第二種交付金の額の算定方法等（第五条―第八条）

第三節 原価の算定等

第一款 総則（第九条）

第二款 第六条式による原価の算定（第十条―第十三条）

第三款 第七条式による原価の算定等（第十四条―第十八条）

第四節 第二種交付金の交付の特例（第十九条―第二十二条）

第三章 第二種負担金

第一節 第二種負担金の額等の認可申請（第二十三条）

第二節 第二種負担金の額の算定方法等（第二十四条・第二十五条）

第三節 収益の額の算定等（第二十六条―第二十九条）

第四節 第二種負担金の徴収の特例（第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等を定め、もって第二号基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供の確保に寄与することを目的とする。

(用語)

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。以下「報告規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第二号基礎的F T T Hアクセスサービス 施行規則第十四条の三第一項第一号に掲げる第二号基礎

的電気通信役務をいう。

二 第二号基礎的CATVアクセスサービス 施行規則第十四条の三第一項第二号に掲げる第二号基礎的電気通信役務をいう。

(特別の理由がある場合における総務大臣の許可)

第三条 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗ずる率その他第二種交付金及び第二種負担金に関して特別の理由がある場合においては、第二種適格電気通信事業者及び支援機関は、総務大臣の許可を受けて、その必要の限度においてこの省令の規定によらないことができる。

第二章 第二種交付金

第一節 第二種交付金の額等の認可申請

第四条 法第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法についての認可(次項において「第二種交付認可」という。)の申請は、様式第一の申請書に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて、事業年度(毎年四月一日から翌年

三月三十一日までをいう。以下同じ。）経過後七月以内に行わなければならない。

2 第二種交付認可の申請後に当該申請に係る第二種交付金の額について変更が生じた場合には、当該申

請の期限の属する月の翌月の初日から起算して九月を経過するまでの間に限り、様式第一の申請書に、

別表第十及び別表第十一の書類並びに当該変更後の第二種交付金の額の算定根拠に関する説明を記載した前項に規定する書類を添えて、改めて第二種交付認可の申請をすることができる。

第二節 第二種交付金の算定方法等

(第二種交付金の額の算定方法等)

第五条 法第一百条の四第一項の総務省令で定める方法は、事業年度ごと及び第二種適格電気通信事業者ごとに、次の各号に掲げる支援区域の区分ごとに当該各号に規定する方法により算定した額を合計する方法とする。

- 一 一般支援区域 第二号基礎的FTTHアクセスサービス又は第二号基礎的CATVアクセスサービスの別ごと（以下単に「役務ごと」という。）に**第木次**条に規定する手法（以下「第六条式」という。）により算定した額を合計する方法

二 特別支援区域 次のイ及びロに掲げる単位区域の区分ごとに当該イ及びロに規定する額を合計する方法

イ 次のロに掲げる単位区域を除く単位区域 役務ごとに第六条式により算定した額を合計した額

ロ 施行規則第四十条の八の五第二項各号のいずれかに該当する単位区域（電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日において当該各号のいずれかに該当していた単位区域に限り、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年総務省令第五十一号）附則第二条第一項又は第十項の規定により当該各号のいずれかに該当するものとみなされる単位区域を含む。**第十四条第二項第一号及び第十五条第二項第一号イ及びロ**において同じ。） 役務ごとに第七条に規定する手法（以下「第七条式」という。）により算定した額を合計した額

2 前項第一号の規定により算定する役務ごとの額は、当該額が施行規則第四十条の五の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表の第一表における役務ごとの営業費用の額から営業収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、前項第一号の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額以下の額（当該控除して得た額が零以

下の場合にあつては、零とする。

3 第一項第二号イ~~イ~~の規定により算定する役務ごとの額は、前項に規定する控除して得た額が零未満となるときは、同号イの規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ零とする。

4 前~~三~~項の規定により算定する額の役務ごとの合計額は、当該合計額が第二号基礎的電気通信役務収支表の第二表における役務ごとの費用の額から収益の額をそれぞれ控除して得た額を超えるときは、当該各項の規定にかかわらず、役務ごとにそれぞれ当該控除して得た額に満たない額とする。

5 前各項の規定による第二種交付金の額の算定に当たっては、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて提供される第二号基礎的電気通信役務を考慮しないこととする。

(第六条式による第二種交付金の額の算定)

第六条 一般支援区域及び前条第一項第二号イに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごと及び一般支援区域又は特別支援区域の別ごとに、それぞれ次節第二款の規定により算定する担当支援区域（法第一百七条第二号に規定する担当支援区域をいう。以下同じ。）ごとの原価の合計額から、施行規則第四十条の八の四第二号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値

に、次の各号に掲げる値を乗じて得た額を控除する手法を用いることとする。ただし、総務大臣が特に必要と認めるときは、当該合計額から総務大臣が告示する額を控除する手法を用いることとする。

一 当該原価の算定に用いた回線数の合計数

二 三分の二（第十一条第一項第一号の規定により、電気通信役務及び放送役務（放送（放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第二条第一号に規定する放送をいう。）の役務をいう。以下同じ。）の提供による設備の共用に係る原価の配賦基準として二分の一を適用して原価を算定した回線がある場合）には、当該回線については二分の一）

（第七条式による第二種交付金の額の算定）

第七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域に係る第二種交付金の額の算定に当たっては、役務ごとに、第十四条から第十六条までの規定により算定する担当支援区域ごとの原価から、それぞれ第十条の規定により算定する当該担当支援区域ごとの収益の額を控除した額（その額が零以下の場合、零とする。）を合計する手法を用いることとする。

（原価等の届出）

第八条 法第百十条の四第三項の規定による届出（以下「第八条届出」という。）は、事業年度経過後五月以内に、別表第一及び別表第二の書類並びに第二号基礎的電気通信役務の提供に要した費用の額及び当該役務の提供により生じた収益の額の算定根拠に関する説明を記載した書類を添えて行うとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

2 法第百十条の四第三項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 次条第三項の規定により記録した回線数

二 担当支援区域ごとの第五条第一項第一号若しくは、同項第二号イ又は同号ロに掲げる支援区域の区分の別

三 担当支援区域のうち第五条第一項第一号又は同項第二号イに掲げる支援区域ごとの第十条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中において定める電気通信回線一回線当たりの原価

四 担当支援区域のうち第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域ごとの次のイ及びロに掲げる事項

イ 第十五条第三項第五号に掲げる事由による設備の更新の詳細その他の第十四条から第十七条までの規定により算定する原価及び収益の額の算定根拠（ロに掲げるものを除く。）

ロ 第十八条の規定により原価の算定根拠を整理した場合にあっては、同条第一号に掲げる収容ル
タに関する事項その他の同条各号に掲げる原価の算定根拠事項

五 第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受けようとする場合における、この省令の規定によ
らずに第工種交付金の原価を算定しようとする電気通信設備に関する原価のその算定根拠その他この
省令の規定によらない事項及びその理由

第三節 原価の算定等

第一款 総則

第九条 法第一百条の四第四項の総務省令で定める方法は、この節の定めるところにより、第八条届出を
する日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の
額を、役務ごと、一般支援区域又は特別支援区域の別ごと、担当支援区域ごと及び第六条式又は第七条
式の別ごとに算定する方法とする。

2 法第一百条の四第三項に規定する原価は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門（接
続会計規則第二条第二項第一号に定める第一種指定設備管理部門に相当する部門をいう。以下同じ。）

及び設備利用部門（**接続余計規則第十條第十項同項**第二号に定める第一種指定設備利用部門に相当する部門をいう。以下同じ。）ごとに算定することとする。

3 第二種適格電気通信事業者は、役務ごと及び担当支援区域ごとの、毎事業年度末における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数（地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数を除く。）を別表第三により記録し、当該記録を用いてこの節の定めるところにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価及び収益の額を算定を行ふることとする。

第二款 第六条式による原価の算定

（第六条式による第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定）

第十条 一般支援区域**及び又は**第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用

いる電気通信設備及びこの附属設備等の管理運営に必要な資産及び費用について能率的な経営の下における適正な原価として算定する担当支援区域ごとの当該提供のために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に前条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

(第六条式による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの原価の算定)

第十一条 前条第二項に規定する担当支援区域ごとの第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供す
ものために通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価は、担当支援区域ごとに、次の各号に掲げる部門ごとに当該各号に規定する額を合計することにより算定することとする。

一 固定端末系伝送路設備部門 次に掲げる額を合計した額に三分の二(電気通信役務と及び放送役務の提供による設備の共用の態様が芯線を共用するものでない電気通信回線については、二分の一とする。第十五条第六項、第十六条第三項及び第十七条第二項第二号において同じ。)を乗じた額

イ 担当支援区域ごとの可住地面積及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要なと推計される固定端末系伝送路設備の規模並びに回線密度（当該需要を当該面積で除して得た値をいう。）に応じて通常要すると見込まれる費用の額

ロ 担当支援区域ごとに推計する最寄りの收容局（第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に用いる固定端末系伝送路設備を直接收容する局舎をいう。以下同じ。）からの距離及び想定される需要に応じて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に通常要すると見込まれる費用の額

二 海底ケーブル部門 次に掲げる額を合計した額に他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者との設備の共用に係る原価の配賦基準として前条第一項の規定に基づき総務大臣が通知する手順において定める値を乗じた額

イ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な海底ケーブルの長さ及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額

ロ 担当支援区域ごとに推計する第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な陸揚局の有無及び当該担当支援区域において想定される需要に応じて通常要すると見込まれる費用の額

2

前項の規定による通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価の算定は、次の各号に掲げる事項を確保するものとする。

一 第二種適格電気通信事業者の第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る電気通信設備を次に掲げる事項を確保するように構成すること。

イ 安全性及び信頼性に関する関係法令に適合するものであること。

ロ 現に当該電気通信設備を用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供している単位区域において当該提供に用いることができるものであること。

ハ 前条第一項の通知の直近に国が行った調査等の結果に基づき位置を設定する端末設備又は自営電気通信設備を使用する利用者に対して電気通信役務を提供するときに用いるものであること。

ニ 前条第一項の通知の直近に報告規則第二条の規定に基づき報告されたF T T Hアクセスサービスの回線数を収容することができる範囲内で可能な限り小さな収容能力を有するものであること。

二 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第四第一の左欄に掲げる対象部門又は同表第三の左欄の対象部門を

中に掲げる附属設備等に応じ同表第一の右欄に掲げる設備又は同表第三の右欄に掲げる設備又は附属設備等ごとに区分して算定すること。

三 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る固定資産価額については、前項各号に掲げる部門ごとの電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設ごとに別表第五に掲げる方法により算定すること。

四 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る費用の額の算定については、別表第六第一の左欄に掲げる費用区分及び別表第四第三の左欄に掲げる附属設備等の区分に応じ別表第六第一に掲げる算定方式及び同表第二に掲げる配賦基準により算定すること。

五 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の額については、第十四条第二項第三号の規定（第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に係る部分に限る。）により算定すること。

（第六条式による第二号基礎的C A T Vアクセスサービスの設備管理部門の原価の算定）

第十二条 一般支援区域及び又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域として第二

号基礎的CATVアクセスサービスを提供する第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における当該提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、前条の規定により算定する電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に当該手順において定める係数を乗ずることにより算定する担当支援区域ごとの第二号基礎的CATVアクセスサービスの提供するため通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備管理部門の原価に、第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数を乗ずることにより当該提供に係る担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

3 前項に規定する係数は、第二号基礎的CATVアクセスサービスの提供における固定端末系伝送路設備における光ファイバ及び同軸ケーブルの設備量の比率、收容局において收容可能な回線数その他の第二号基礎的CATVアクセスサービスを提供する電気通信事業の実態に即して定めることとする。

4 前各項の第二項に規定に基づく設備管理部門の原価の算定は、第二号基礎的CATVアクセス

サービスの提供に係る電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設を、別表第四第二の左欄に掲げる対象部門又は同表第三の左欄の対象部門又はに掲げる附属設備等に応じ同表第二の右欄に掲げる設備又は同表第三の右欄に掲げる設備又は附属設備等ごとに区分して行い算定することを基礎と確保するものとする。

(第六条式による設備利用部門の原価の算定)

第十三条 一般支援区域及び又は第五条第一項第二号イに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。)に必要な資産及び費用を基礎として算定する担当支援区域ごとの当該役務の提供するため通常要すると見込まれる電気通信回線一回線当たりの設備利用部門の原価(広告又は宣伝に係る費用を除く。)に

第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

第三款 第七条式による原価の算定等

(第七条式による設備管理部門の原価の算定)

第十四条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営に必要な費用として、次の各号に掲げる費用ごとに当該各号に規定する額を合計することにより役務ごと及び担当支援区域ごとの設備管理部門の原価を算定するものとする。

一 施設保全費等 次に掲げる費用の額に当該手順において定める係数を乗じて得た額

イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団

体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）

ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域である担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置について地方公共団体から補助金の交付を受けている場合は当該補助金の額を含む。）を当該電気通信設備の所有者であった地方公共団体から譲り受けた場合における当該電気通信設備の設置に要した費用の額及び当該電気通信設備を有償で譲り受けた場合における当該電気通信設備に係る減価償却費

二 更新した設備の減価償却費 担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備の設置に要した費用の額（当該電気通信設備の設置に当たって設備の更新を行った場合における当該更新に要した費用の額に限る。）を当該設置した電気通信設備の耐用年数で除して得た額を

合計した額

三 申出他人資本費用、他人自己資本費用及び利益対応税 次条第四項の規定により計算した額

四 前各号に掲げるもののほか第二号基礎的電気通信役務を提供するための電気通信設備の効率的な活用の観点から既に設置されている電気通信設備又はこの附属設備等を当該提供に用いる場合における当該設備を維持管理するための費用 当該設備の数量に法第三十三条第二項の規定により総務大臣が認可した接続約款における当該設備に係る接続料その他これに類する単価を乗じて得た額を合計した額

第十五条 前条第二項各号に掲げる費用は、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設等に係る費用に限り原価として算定することとする。

2 前条第二項第一号に掲げる施設保全費等に係る原価の算定は、次の各号に掲げるところによることとする。

一 当該施設保全費等は、次に掲げる単位区域の別に応じ、それぞれ次に掲げる費用に限り原価として算定することとする。

イ 施行規則第四十条の八の五第二項第一号に該当する単位区域 次に掲げる費用当該単位区域が特

別支援区域として指定された日の翌日以後に第二号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用

(1) 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であつた地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用

(2) 前事業年度のこの款の規定に基づく費用の額の算定において次の(3)の規定に基づきその費用を原価として算定した電気通信設備に係る費用(1)に掲げる費用を除く。

(3) この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の翌事業年度中に所有者である地方公共団体から譲り受けることを合意している電気通信設備に係る費用の額に、当該翌事業年度の開始の日から当該合意により当該電気通信設備を譲り受けることを予定している日(その日が当該翌事業年度の開始の日から第十九条第一項に規定する応当日までの間に属する場合は当該応当日を当該譲り受けることを予定している日とみなす。以下「譲受予定日」と

いう。)の前日までの日数を当該翌事業年度の日数から控除した日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じて得た費用

ロ 施行規則第四十条の八の五第二項第二号に該当する単位区域 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に第十号基礎的電気通信役務を提供するために新たに設置した電気通信設備に係る費用次に掲げる費用

(1) 当該単位区域が特別支援区域として指定された日の翌日以後に、所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備に係る費用

(2) この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度において次の(3)の規定に基づきその費用を原価として算定した電気通信設備に係る費用 (1)に掲げる費用を除く。)

(3) この款の規定により算定する費用に係る第八条届出をする日の属する事業年度の翌事業年度中に所有者である地方公共団体から譲り受けることを合意している電気通信設備に係る費用の額に当該翌事業年度の開始の日から当該合意により当該電気通信設備を譲り受けることを予定してい

る日（その日が当該翌事業年度の開始の日から第十九条第一項に規定する応当日までの間に属する場合は当該応当日を当該譲り受けることを予定している日とみなす。第二十一条第二項において「譲受予定日」という。）の前日までの日数を当該翌事業年度の日数から控除した日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じて得た額に相当する費用

二 当該施設保全費等に除却損又は撤去費用を原価として算定しようとする場合は、次項に掲げる規定する設備の更新に係る除却損又は撤去費用に限ることとする。

三 当該施設保全費等は、前項の規定に関わらず、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設等に係る費用に加え、第二号基礎的FTTHアクセスサービスの提供に必要な收容ルータに係る費用を原価として算定することができることとする。

四 前条第二項第一号に規定する係数は、法第三十三条第二項の規定により総務大臣が認可した接続約款における設備管理運営費比率とすることとする。

3 前条第二項第二号に掲げる更新した設備の減価償却費は、次の各号に掲げる事由による設備の更新に係るもの（特別損失に属するものを除く。）に限り原価として算定することとする。ただし、地方公共

団体から補助金その他の給付金の交付を受けて更新した設備であつて当該設備の固定資産の帳簿価額が圧縮記帳により減額されていないものの減価償却費は、当該各号に掲げる事由による設備の更新に係るものに含まないこととする。

一 道路の拡幅その他の道路の整備

二 鳥獣害による損壊

三 設備の老朽化

四 災害による損壊

五 その他担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供の維持（当該役務の提供の維持に必要なとなるものに限る。）

4 前条第二項第三号に掲げる費用の額の計算については、接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定を準用する。

この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えることとする。

<p>第十一条第一項</p>	<p>一般法定機能に係る他人資本費用の額</p>	<p>第二種適格電気通信事業者の提供する第二号基礎的F T T Hアクセスサービス又は第二号基礎的C A T Vアクセスサービス（卸電気通信役務を含む。以下「第二号算定対象電気通信役務」という。）に係る他人資本費用の額</p>
<p>第十一条第二項</p>	<p>当該一般法定機能 一般法定機能 対象設備等</p>	<p>当該第二号算定対象電気通信役務 第二号算定対象電気通信役務 第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第十四条及び第十五条の規定に基づきその費用を同条に規定する原価として算定する電気通信設備、その附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「第二種算定対象設備等」という</p>

<p>第十一条第四項</p>		<p>第十一条第三項</p>	
<p>接続会計規則別表第二様式</p>	<p>して 明細表の帳簿価額を基礎と 二様式第三の固定資産帰属 明細表の帳簿価額を基礎と しては接続会計規則別表第 二様式第三の固定資産帰属 明細表の正味固定資産価額 を基礎として、その他の一 般法定機能に係るものにあ つては接続会計規則別表第 二様式第三の固定資産帰属 明細表の帳簿価額を基礎と して</p>	<p>対象設備等</p>	
<p>接続会計規則別表第二様式第二に記載された第一</p>		<p>第二種算定対象設備等</p>	<p>。)</p>
		<p>第二種算定対象設備等の正味固定資産価額を基礎として</p>	

<p>第二に記載された第一種指定設備管理部門</p>		<p>第二種指定設備管理部門に係る項目に従って整理した設備管理部門</p>	
<p>第一種指定電気通信設備</p>		<p>第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備</p>	
<p>電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された</p>	<p>電気通信事業会計規則別表第二様式第一に記載された固定資産に係る項目に従って整理した</p>	<p>同様に整理した</p>	<p>第二種算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料、固定資産税相当額及び租税公課相当額を除く。）</p>
<p>同表様式第一に記載された</p>		<p>同様に整理した</p>	
<p>対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価償却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）</p>		<p>第二種算定対象設備等の設備管理運営費（減価償却費、通信設備使用料、固定資産税相当額及び租税公課相当額を除く。）</p>	
<p>第十一條第五項</p>		<p>第二号算定対象電気通信役務の</p>	
<p>一般法定機能に係る接続料</p>	<p>電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気</p>	<p>一般法定機能の</p>	<p>電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気</p>

第十二条第一項及び第十三条第一項	
一般法定機能	
第二号算定対象電気通信役務	通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金

5 前条第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供するためのに用いる電気通信設備を維持管理するための費用として地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受ける場合には、第七条式による原価の算定から当該給付金の額を控除することとする。

6 前条第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

(第七条式による設備利用部門の原価の算定)

第十六条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る設備管理利用部門の原価の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2 前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における第二号基礎的電気通信役務のの販売その他の電気通信事業に属する活動(第二号基礎的電気通信

「役務の提供に用いる電気通信設備の管理運営を除く。」に必要な費用（広告又は宣伝に係る費用を除き、別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する収益を得るために必要な費用に限る。）を当該役務ごとの当該前事業年度末の回線数と当該前事業年度の回線数の合計を二で除した役務ごとの値（次条第二項第一号及び第十号において「平均回線数」という。）で除して得た額に「第九条第三項の規定により記録した当該担当支援区域における当該提供に係る回線数をそれぞれ乗ずることにより当該役務ごと及び担当支援区域ごとの設備利用部門の原価を算定するものとする。

3 第一項に規定する第二種適格電気通信事業者が同項に規定する担当支援区域において第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合の同項に規定する原価の算定に当たっては、当該共用している電気通信設備の原価に三分の二を乗じて計算することとする。

（第七条式による収益の額の算定）

第十七条 第五条第一項第二号ロに掲げる特別支援区域を担当支援区域とする第二種適格電気通信事業者は、当該担当支援区域における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益の額の算定に当たっては、役務ごと及び事業年度ごとに、総務大臣が通知する手順を用いることとする。

2

前項の規定に基づき総務大臣が通知する手順は、次の各号に掲げる額を合計することにより「**役員ごと及び**担当支援区域ごとの収益の額を算定するものとする。

一 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該第二種適格電気通信事業者の役員ごとの収益の額（別表第四に掲げる電気通信設備及びこの附属設備等に対応する部分に限る。）を平均回線数で除して得た額（次号において「全国平均収益額」という。）に「**第九条第三項の規定により記録した前項に規定する担当支援区域における同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信業務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものを除く。）をそれぞれ乗じて得た額**」

二 全国平均収益額に「**第九条第三項の規定により記録した当該前項に規定する担当支援区域における当該同項に規定する提供に係る回線数（第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用しているものに限る。）及び三分の二をそれぞれ乗じて得た額**」

三 **当該前項に規定する担当支援区域において自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者を使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ているときは、当該収益の額**

(第七条式により算定した原価の算定根拠の整理)

第十八条 第十四条から第十六条までの規定に基づき第二号基礎的電気通信役務の提供に係る原価を算定した第二種適格電気通信事業者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該算定の根拠として、当該算定に係る担当支援区域ごとに、それぞれ当該各号に掲げる事項を整理しなければならない。

一 第二号基礎的F T T Hアクセスサービスの提供に必要な收容ルータに係る費用を原価として算定している場合 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における次に掲げる事項

イ 当該收容ルータに係る費用を含めて原価を算定した担当支援区域名

ロ 当該收容ルータを用いて第二号基礎的F T T Hアクセスサービスを提供する全ての担当支援区域名

ハ 当該收容ルータの設置又は維持を必要とする理由

二 第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる電気通信設備を放送役務と共用している場合 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度の末日における第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数及び当該共用に係る回線数

三 自ら所有する第二号基礎的電気通信役務の提供に用いる海底ケーブル又は陸揚局を他の電気通信事業

者又は電気通信事業以外の事業を営む事業者に使用させることにより第二号基礎的電気通信役務の提供に係る収益以外の収益を得ている場合 第八条届出をする日の属する事業年度の前事業年度における当該使用させている事業者名及び当該事業者ごとの当該収益の額

四 所有者であった地方公共団体から譲り受けた電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供している場合 次のイ又はロに掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ当該イ又はロに掲げる事項

イ 当該譲受後に初めて第八条届出をする場合 **注** 当該譲受が無償によるものであるか有償によるものであるかの別及び当該譲受が有償によるものである場合における譲受の価額並びに当該譲受に際し地方公共団体から補助金その他の給付金の交付を受けているか否かの別及び当該交付を受けている場合における補助金その他の給付金の額

ロ 当該譲受に際して、又は当該譲受後に、第十五条第三項第五号に規定する事由により設備の更新を行った場合 **注** 当該更新の目的、当該更新に要した費用及び当該更新に係る電気通信設備の概要

第四節 第二種交付金の交付の特例

（第二種適格電気通信事業者に初めて指定された者に係る特例）

第十九条 第八条届出をした日の属する事業年度の開始の日から当該第八条届出をした日の前日までの間に新たに法第百十条の三第一項の規定により第二種適格電気通信事業者に指定された者に対して当該事業年度の翌事業年度に交付する第二種交付金の額は、この章（この項を除く。）の規定により算定した第二種交付金の額となるべき額（第十五条第二項第一号イロ(3)に掲げる費用のみを原価としてこの章（この項を除く。）の規定により算定した第二種交付金の額となるべき額（以下この項において「譲受設備に係る額」という。）を除く。）に当該指定を受けた日から起算して一年を経過した日（次項において「応当日」という。）から当該第八条届出をした日の属する事業年度の翌事業年度の終了の日までの日数を当該翌事業年度の日数で除した値を乗じた額に、当該譲受設備に係る額を加えて得た額とする。

2 前項の第二種交付金の交付は、応当日が属する月の翌月から開始するものとする。

（担当支援区域の指定の解除等に係る特例）

第二十条 法第百十条の三第三項の規定に基づきその担当支援区域の一部の指定を解除された第二種適格電気通信事業者に対して当該解除をされた日（以下この項において「担当解除日」という。）の属する月以

降の月に係る第二種交付金（当該担当解除日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。）の額は、次の各号に掲げる額を合計した額とする。

一 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めずにこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額（次号において「解除後交付金額」という。）に担当解除日が属する月から当該事業年度終了の日が属する月までの月数（担当解除日の属する月を含む。）を十二で除した値を乗じて得た額

二 当該解除をされた担当支援区域を算定の対象に含めてこの章（この項を除く。）の規定により算定した当該第二種適格電気通信事業者に対する第二種交付金の額から解除後交付金額を控除した額を十二で除した額に、担当解除日の属する月の初日から担当解除日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額

2 法第一百十条の三第六項の規定に基づきその第二種適格電気通信事業者の指定を取り消された者に対して交付する当該取消の日（以下この項において「適格取消日」という。）の属する月に係る第二種交付金の額は、当該者が引き続き第二種適格電気通信事業者であるとした場合の当該月に係る第二種交付金の月

額となるべき額に、当該月の初日から適格取消日の前日までの日数を当該月の日数で除した値を乗じて得た額とする。

(地方公共団体から電気通信設備を譲り受ける場合の特例)

第二十一条 第十五条第二項第一号イロ(2)又は(3)に掲げる費用を第二種交付金の原価として算定した第二種適格電気通信事業者に対する当該算定を行つたの対象となつた電気通信設備に係る第二種交付金の交付は、当該第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し当該電気通信設備を地方公共団体から譲り受けた旨の連絡があつた日の属する月の翌月から開始するものとする。

2 前項の第二種適格電気通信事業者から支援機関に対し譲受予定日を当該日の属する事業年度の当該日の翌日以後の当該日の属する事業年度又はその翌事業年度のいずれかの日に変更した旨の連絡があつた場合における当該第二種適格電気通信事業者に対する当該譲受予定日を変更した電気通信設備に係る第二種交付金の額は、当該変更後の日を第十五条第二項第十号イ(3)に規定する譲受予定日とみなしてこの章の規定により改めて算定した第二種交付金の額するものとする。ただし、当該事業年度の開始の日から当該事業年度にする第八条届出の日の前日までの間に当該譲受予定日を当該翌事業年度のいずれかの日に変更した

旨の連絡があった場合は、当該第八条届出の内容によることとする。

(高速度データ伝送役務提供事業者が会社更生法の規定による更生計画認可決定等を受ける場合の特例)

第二十二條 次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたことにより第二種負担金の納付が著しく困難となつたと認められる高速度データ伝送役務提供事業者(以下この項条において「納付困難事業者」という。)がいる場合における当該事由のいずれかが生じた日(以下この条において「事由発生日」という。)の属する月以降の月に係る第二種交付金(当該事由発生日の属する事業年度に係る第二種交付金に限る。)の額は、この章(この項を除く。)の規定により算定した当該第二種交付金の額となるべき額から、当該事由が生じた納付困難事業者が事由発生日以降に納付すべき第三章の規定により算定した第二種負担金の額を当該第二種交付金の額となるべき額と事由発生日以降の支援機関の第二種支援業務(法第一百七条第二号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第二号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。)に要する費用の額のうち当該第二種交付金の額となるべき額を控除したものの比率(次項において「第二種交付金対業務費比率」という。)で按分した額のうち当該第二種交付金の額となるべき額に對應する額を減じて得た額とすることができる。

一 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第百九十九条第一項から第三項まで又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第二百十条第一項及び又は同条第二項の規定により準用する会社更生法第百九十九条第二項及び若しくは第三項の規定による更生計画認可の決定

二 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百六十九条第一項の規定による特別清算に係る協定の認可の決定

四 その他総務大臣が告示する事由

2 前項の規定により第二種交付金の額を算定した場合において、事由発生日以降に納付困難事業者から当該納付困難事業者が納付すべきであった第二種負担金の額の全部又は一部が納付されたときは、当該納付された額を第二種交付金対業務費比率で按分した額のうち第二種交付金の額となるべき額あんに対応する額を、第二種交付金として速やかに第二種適格電気通信事業者ごとに交付することとする。

3 前条二項の場合において、二以上の第二種適格電気通信事業者に対する第一項に掲げる規定する第二種

交付金の額となるべき額から減ずることができ、額又は前項に掲げる規定する交付することとする額は、当該第二種適格電気通信事業者に交付すべき第二種交付金の額となるべき額の第二種交付金の総額に占める割合に基づき算定することとする。

第三章 第二種負担金

第一節 第二種負担金の額等の認可申請

第二十三条 法第一百条の五第二項において準用する法第一百条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法についての認可（以下「第二種負担認可」という。）の申請は、様式第二の申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、事業年度経過後七月以内に行わなければならない。

一 高速度データ伝送役務提供事業者ごとの第二種負担金の額

二 高速度データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額（第二十七条の規定により算定した収益の額をいう。以下同じ。）の算定方法

三 第二種負担金の徴収方法

四 第二種負担金の納付期限

五 法第百十二条の規定に基づき区分して整理した第二種負担認可の申請の日が属する事業年度の前事業年度における第二種支援業務に係る経理の状況

六 第二種支援業務に要する費用の額の算定方法及びその算定結果

2 第二種負担認可の申請後に当該申請に係る第二種負担金の額について変更が生じた場合には、当該申請の期限の属する月の翌月の初日から起算して九月を経過するまでの間に限り、様式第二の申請書に、前項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、改めて第二種負担認可の申請をすることができる。

第二節 第二種負担金の額の算定方法

(第二種負担金の額の算定方法)

第二十四条 法第百十条の五第二項において準用する第百十条第二項の総務省令で定める方法は、事業年度ごとに、総務大臣が告示する方法により支援機関が算定する次の第一号に掲げる値に、次の第二号に掲げる値を乗ずることにより算定する方法とする。

一 回線単価(高速度データ伝送電気通信役務(施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。以下同じ。))の提供に係る電気通信回線一回線当たりの第二種負担金の月額をいう。以下同じ。)

二 この条の規定による第二種負担金の額の算定の直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数（報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定により電気通信事業者から報告される月ごとの回線数を用いて次条第一項の規定により総務大臣が高速データ伝送役務提供事業者ごとに算出する第二種負担金の額の算定の対象となる回線数をいう。以下同じ。）の合計数

2 前項の規定に基づき総務大臣が告示する方法は、同項の**第二種負担金の額の算定を行う日の**が属する事業年度の前事業年度に徴収した第二種負担金の総額から当該前事業年度に交付した第二種交付金の総額及び当該前事業年度に要した第二種支援業務に係る費用の額を合計した額を控除してなお残余がある場合において当該残余の額を同項の**算定を行う日の**が属する事業年度における第二種負担金の総額から控除して回線単価を算定する方法その他の方法により回線単価を算定するものとする。

3 前二項の規定により算定した各高速データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額の、当該高速データ伝送役務提供事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（施行令第五条の二第二項に規定する割合をいう。以下同じ。）を超える場合の当該高速データ伝送役務提供事業者の第二種負担金の額は、当該各項の規定にかかわらず、当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする。

4 支援機関は、回線単価を算定したときは、各高速データ伝送役務提供事業者（第二十八条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した者に限り、直近の当該書類の提出後に第二十九条に規定する書類を提出した者を除く。）に当該回線単価を通知するほか、インターネットを利用することにより、当該回線単価が適用される間継続してこれを公表することとする。

（算定対象回線数の算出及び通知）

第二十五条 総務大臣は、電気通信事業者から報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による月ごとの回線数の報告を受けたときは、遅滞なく、次項の規定により当該回線数から算定対象回線数を算出し、月ごとにこれを支援機関に通知することとする。ただし、同条に規定する期限までに当該報告がない場合には、直近において当該電気通信事業者から当該報告を受けた回線数を用いて算定対象回線数を算出しこれを通知することができることとする。

2 算定対象回線数の算出に当たっては、次の各号に掲げる電気通信役務の別ごとにそれぞれ当該各号に掲げる方法によるほか、当該電気通信役務以外の電気通信役務については前項に掲げる規定する報告を受けた回線数を算定対象回線数とする方法によることとする。

一 携帯電話・PHSアクセスサービス これを提供する高速データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十一により報告される卸電気通信役務の一次MVNO（当該様式注一に規定する一次MVNOをいう。）に提供する回線数から、専ら当該卸電気通信役務を利用することにより仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者から報告規則様式第三十一の七により報告される回線数に基づき算出する施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務（同条第一号及び同条第二号に掲げる電気通信役務を除く。）に係る回線数を控除する方法

二 FTTHアクセスサービス これを提供する高速データ伝送役務提供事業者から報告規則様式第三十により報告される回線数に、当該高速データ伝送役務提供事業者から提供される卸電気通信役務を専ら利用することによりこれを提供する電気通信事業者から報告規則様式第三十の二により報告される当該提供に係る回線数を加える方法

3 第一項の通知に当たり、第二種負担認可の日が属する事業年度の翌事業年度に当該第二種負担認可に係る負担金の額の算定に用いられた算定対象回線数の算出の根拠となつた回線数を報告した高速データ伝送役務提供事業者が分割又は譲渡により高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部

を他の電気通信事業者に承継させ、又は譲り渡した場合にあつては、当該翌事業年度においては、当該他の電気通信事業者が承継し、又は譲り受けた電気通信事業における高速度データ伝送電気通信役務の提供の一部に係る回線数は、を当該分割又は譲渡しをした高速度データ伝送役務提供事業者の回線数に含めて算定対象回線数を算出することとする。

第三節 収益の額の算定等

（高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定）

第二十六条 高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者は、次条に定めるところにより、事業年度ごとの収益の額を算定することとする。

（高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者の収益の額の算定方法）

第二十七条 法第百十条の五第一項ただし書及び施行令第五条の二第一項の総務省令で定める方法は、次に掲げる電気通信役務（他の電気通信事業者の契約約款又は料金に基づいて電気通信役務の提供を受けて、利用者に提供する電気通信役務を除く。）の提供に係る収益の額（電気通信設備の接続に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約により取得する金額又は料金を含む。）を合計する方法とする。

一 音声伝送役務

二 専用役務

三 データ伝送役務

2 前条の算定を~~するもの~~の日が属する事業年度（事業年度経過後五月以内に限り。）又は当該事業年度の前事業年度において電気通信事業者について合併、分割（電気通信事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは相続があった場合における合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人、分割により当該電気通信事業の全部を承継した法人若しくは他の電気通信事業者から電気通信事業の全部を譲り受けた者である高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者による前項の収益の額の算定に当たっては、合併により消滅した法人、分割をした法人若しくは被相続人又は当該電気通信事業を譲り渡した他の電気通信事業者の当該前事業年度における~~前項同項~~の規定により算定した収益の額を自らの収益の額に含めることとする。

3 第一項の収益の額の算定に当たり、その事業会計に係る期間を四月一日から翌年三月三十一日までの間でない一年間とする電気通信事業者にあつては、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度中に終了す

る当該電気通信事業者の事業会計に係る期間が終了した日以前一年間における収益の額を、その事業会計に係る期間が一年間でない電気通信事業者にあつては、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度中に終了する直近の当該電気通信事業者の事業会計に係る期間における収益の額を当該事業会計に係る期間の月数で除した額に十二を乗じて得た額を、それぞれ前条に規定する事業年度ごとの収益の額とみなすこととする。

（高速度データ伝送役務提供事業者等による収益の額の支援機関への提出等）

第二十八条 第二十六条の規定により算定した収益の額が施行令第五条の二第一項に規定する基準（以下この条及び次条において「収益基準」という。）を超える電気通信事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を、事業年度経過後五月以内に、支援機関に提出するとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

一 当該事業年度の当該収益の額

二 その事業会計に係る期間が四月一日から翌年三月三十一日までの一年間でない電気通信事業者にあつては、その始期及び終期

三 当該収益の額の算定根拠

2 前項の規定は、当該書類の提出の期限の属する月の翌月の初日から起算して七月を経過するまでに新たに高速度データ伝送電気通信役務の提供を開始した電気通信事業者であつて、当該開始の日の属する事業年度の前事業年度において収益基準を超えることとなる者についても適用する。この場合において、**前同**項中「事業年度経過後五月以内に」とあるのは、「高速度データ伝送電気通信役務（施行規則第四十条の七の二に規定する電気通信役務を除く。）の提供を開始した後遅滞なく」とする。

3 第一項の規定は、当該算定の日が属する事業年度の前事業年度に**前条第二十六条**の規定により算定した収益の額が収益基準を超えていた者には適用しない。

第二十九条 第二十六条の規定により算定した収益の額が収益基準を超えない電気通信事業者（当該算定の日が属する事業年度の前事業年度に同条の規定により算定した収益の額が収益基準を超えていた者に限る。）は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を「事業年度経過後五月以内に」支援機関に提出するとともに、これらの書類の写しを総務大臣に送付するものとする。

第四節 第二種負担金の徴収の特例

(延滞利息)

第三十条 法第一百十条の五第二項において読み替えて準用する法第一百十条第五項の総務省令で定める率は、
一万分の四とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第三項及び第二十九条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和六年度末において法第一百十条の二第二項の規定により特別支援区域として指定されていた単位区域であつて第五条第一項第二号ロに掲げるもの（この省令の施行後に同号ロに掲げる単位区域に該当しなくなったものを除く。）に関する第十五条第二項第一号の規定の適用については、同号イ(1)及び同号ロ(1)中「当該単位区域が特別支援区域として指定された日」とあるのは「電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行の日」とする。

(第二種負担金の額の算定の特例)

3 第二十四条第一項の規定により~~あり~~第二種負担金の額~~を~~算定~~を~~行~~も~~する時点において第二十五条第一項の規定により総務大臣から支援機関に通知した月ごとの算定対象回線数の直近の継続した月数が十二月間に満たない場合における第二十四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「算定の直近の継続した十二月間の各月の算定対象回線数」とあるのは「算定」までに次条第一項の規定により通知された各月の算定対象回線数」と、「の合計数」とあるのは「の合計数に、十二を当該通知された総月数で除した値を乗じて得た値」とする。

様式第1（第4条第1項及び第2項関係）

第二種交付金の額及び交付方法認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (名称及び代表者の氏名を記載する
こと。)

電気通信事業法第110条の4第1項の規定により、第二種交付金の額及び交付方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種交付金の額

注 第二種適格電気通信事業者ごとに記載すること。

2 交付方法

様式第2（第23条第1項及び第2項関係）

第二種負担金の額及び徴収方法認可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名（名称及び代表者の氏名を記載する
こと。）

電気通信事業法第110条の5第2項でにおいて準用する同法第110条第2項の規定により、第二種負担金の額及び徴収方法の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 第二種負担金の額

注 高速度データ伝送役務提供事業者ごとに記載すること。

2 徴収方法

別表第1（第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係）

第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第二種適格電気通信事業者名 _____

年度分
(単位 円)

第二号基礎的電気通信役務の別種別	担当支援区域の別	費用の額	収益の額	費用の額から収益の額を控除した額
1 施行規則第14条の3第1項第1号に掲げるもの	(1) 一般支援区域			
	(2) 特別支援区域	イ 第5条第1項第2号イに掲げる区域		
		ロ 第5条第1項第2号ロに掲げる区域		
	小計			
2 施行規則第14条の3第1項第2号に掲げるもの	(1) 一般支援区域			
	(2) 特別支援区域	イ 第5条第1項第2号イに掲げる区		

		域			
		ロ 第5 条第 一 <u>1</u> 項第 二 <u>2</u> 号 ロに掲 げる区 域			
	小計				
合計					

注 費用の額及び収益の額の欄には、第二号基礎的電気通信役務の別及び担当支援区域の別ごとに、この省令の規定により算定した額を記載すること。

別表第2（第4条第1項及び第2項並びに第8条第1項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に要した原価及び第二号基礎的電気通信役務の提供により生じた収益の額明細表

第二種適格電気通信事業者名 _____

第二号基礎的電気通信役務の種別 _____

年度分
(単位 円)

第1 一般支援区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価					設備 利用 部門	小計	回線数	原価
	設備管理部門				設備 利用 部門				
	固定端 末系伝 送路設 備部門	配賦 基準	海 底 ケーブ ル部門	配賦 基準					
合 計									

第2 特別支援区域

(1) 第5条第1項第2号イに掲げる区域

担当支援区域名	一回線当たりの原価					設備利 用部門	小計	回線数	原価
	設備管理部門				設備利 用部門				
	固定端 末系伝 送路設 備部門	配賦 基準	海 底 ケーブ ル部門	配賦 基準					
合 計									

(2) 第5条第1項第2号ロに掲げる区域

担当支援区域名	原価			収益の額	原価から 収益の額を 控除した額
	設備管理部 門の原価	設備利用部 門の原価	小 計		
合 計					

注1 第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別葉とすること。

2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

3 第1及び第2(1)の表については、次のとおりとすること。

(1) 一回線当たりの原価の欄には、第10条第1項及び第13条第1項の規定に基づき総務大臣が通知する手順の中で定める部門ごとの電気通信回線一回線当たりの原価及び配賦基準並びに第11条第1項第1号の規定により決定した配賦基準を記載することとし、小計の欄には部門ごとに必要に応じて配賦基準を乗じた原価の合計を記載すること。

(2) 回線数の欄には、第9条第3項の規定により記録した担当支援区域ごとの回線数を記載すること。

(3) 原価の欄には、一回線当たりの原価の小計に回線数を乗じて得た額を記載すること。

4 第2(2)の表については、原価の欄又は収益の額の欄には、この省令の規定により算定した原価及び収益の額を記載すること。

5 項の数は、適宜増減すること。

別表第3（第9条第3項関係）

担当支援区域ごとの第二号基礎的電気通信役務の提供に係る回線数

第二種適格電気通信事業者名

第二号基礎的電気通信役務の種別

年度分
(単位 回線)

第1 一般支援区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合計		

第2 特別支援区域

(1) 第5条第一項第二号イに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合計		

(2) 第5条第一項第二号ロに掲げる区域

担当支援区域名	回線数	参考事項
合計		

注1 第二号基礎的電気通信役務の種別ごとに別葉とすること。

2 担当支援区域名の欄には、法第110条の3第1項の規定により第二種適格電気通信事業者として指定をするときに併せて指定された担当支援区域の名称等を記載すること。

3 参考事項の欄には、地方公共団体が所有する電気通信設備を用いて第二号基礎的電気通信役務を提供する回線数を記載すること。

4 項の数は、適宜増減すること。

別表第4（第11条第2項第2号及び第4号、第12条第4項、第15条第1項、第2項第3号、第16条第2項並びに第17条第2項第2号関係）

第1 第二号基礎的FTTHアクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路 設備部門	加入者側光回線終端装置 局外スプリッタ 加入系光ケーブル 加入系電柱 加入系管路 加入系中口系管路 加入系共同溝 加入系とう道 電線共同溝 自治体管路 情報ボックス 光ケーブル成端架 局内スプリッタ 局側光回線終端装置	加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの 加入者側光回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
海底ケーブル部門	海底光ケーブル 陸揚局設備	

第2 第二号基礎的CATV アクセスサービスの提供に係る設備の区分

対象部門	設備区分	
固定端末系伝送路 設備部門	加入者側回線終端装置	
	保安器	
	タップオフ	
	加入系同軸ケーブル	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電気信号増幅装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系電源供給装置	加入者側回線終端装置～加入系光信号電気信号変換増幅装置に設置するもの
	加入系光信号電気信号変換増幅装置	
	加入系電柱	加入者側回線終端装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入者系光ケーブル	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系中口系管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	加入系とう道	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	電線共同溝	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
	自治体管路	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの
情報ボックス	加入系光信号電気信号変換増幅装置～光ケーブル成端架に設置するもの	
光ケーブル成端架		

	光信号送受信機 通信信号放送信号混 合器及び分配器 局側回線終端装置	
海底ケーブル部門	海底光ケーブル 陸揚局設備	

第3 附属設備等の区分

附属設備等	附属設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置 蓄電池 受電装置 発電装置 小規模局用電源装置 可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物
機械室土地	機械室土地
監視設備	総合監視 収容局設備監視 市内線路監視
共通用建物	共通用建物
共通用土地	共通用土地
構築物	構築物
機械及び装置	機械及び装置
車両	車両
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
無形固定資産	その他無形固定資産

別表第5（第11条第2項第3号関係）正味固定資産価額算定方法

定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1 \sim \text{経済的耐用年数}}$ （定額法正味固定資産価額（n）） ÷ 経済的耐用年数

定額法正味固定資産価額（n） = （期首定額法正味固定資産価額（n） + 期末定額法正味固定資産価額（n）） ÷ 2

期首定額法正味固定資産価額（n） = MAX {投資額 - （（投資額 - 最低残存価額） ÷ 法定耐用年数） × （n - 1）、最低残存価額}

期末定額法正味固定資産価額（n） = MAX {投資額 - （（投資額 - 最低残存価額） ÷ 法定耐用年数） × n、最低残存価額}

定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1 \sim \text{経済的耐用年数}}$ （定率法正味固定資産価額（n）） ÷ 経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額（n） = （期首定率法正味固定資産価額（n） + 期末定率法正味固定資産価額（n）） ÷ 2

期首定率法正味固定資産価額（n） = MAX {投資額 × （1 - 償却率）ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}

期末定率法正味固定資産価額（n） = MAX {投資額 × （1 - 償却率）ⁿ、投資額 × 最低残存率}

償却率 = 1 - （残存率）^{1 ÷ 法定耐用年数}

残存率 = 0.1 とする。

なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。

第1 固定端末系伝送路設備部門に係る設備区分及び算定方法

設備区分	算定方法
加入者側光回線終端装置	<p>1 設備量の算定</p> <p>第11条第1項第1号ロに規定する収容局（以下単に「局」という。）に直接光回線で収容される回線数を加入者側光回線終端装置の台数とする。当該局ごとに合算し、局ごと光回線終端装置の台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと加入者側光回線終端装置台数を用いて投資額を算定し、全ての局の局ごと加入者側光回線終端装置投資額を合算し、加入者側光回線終端装置投資額とする。</p> <p>局ごと加入者側光回線終端装置投資額 = 加入者側光回線終端装置台数 × 加入者側光回線終端装置単価</p>

<p>局外スプリッタ</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 計算最小単位地域ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数を局外スプリッタ あ当たり分岐数で除し、切り上げたものを計算最小単位 あ当たりの局外スプリッタ台数とする。</p> <p>(2) 局ごとに、計算最小単位あたり局外スプリッタ台数を合算して、局ごと局外スプリッタ台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局外スプリッタ台数に局ごと局外スプリッタ投資額を求め、全ての局の局ごと局外スプリッタ投資額を合算し、局外スプリッタ投資額を算定する。</p> <p>局ごと局外スプリッタ投資額 =局ごと局外スプリッタ台数 ×局外スプリッタ単価</p>
<p>加入系光ケーブル</p>	<p>1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) き線点から先の配線設備の算定に あ当たっては、あらかじめ準備された配線パターンを適用し、配線光ケーブルの互長 km を算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長 km、心 km を算定する。</p> <p>(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 km は、局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において全てのき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。</p> <p>2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定</p> <p>(1) 局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長 km を算定する。</p> <p>(2) (1)によりき線互長 km が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）の低い方を選択する。</p> <p>ア 架空光ケーブルを設置する。</p> <p>イ 地下光ケーブルを設置する</p> <p>(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。置換えを行うケーブルは、当該局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先することとする。</p> <p>(4) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル延長 km、心 km の算定に使用する。</p> <p>3 投資額の算定</p>

	<p>前二項の規定により算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとに光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額 =加入系架空光ケーブル心 km ×加入系架空光ケーブル心 km 単価 +加入系架空光ケーブル延長 km ×加入系架空光ケーブル延長 km 単価 +加入系地下光ケーブル心 km ×加入系地下光ケーブル心 km 単価 +加入系地下光ケーブル延長 km ×加入系地下光ケーブル延長 km 単価</p>
加入系電柱	<p>1 設備量の算定 局ごとに、架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを、当該局の電柱本数とする。</p> <p>2 投資額の算定 次の算定式により、前項の規定により算定した本数を用いて局ごと電柱投資額を求め、全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価及び共架率を使用する。</p> <p>局ごと加入系電柱投資額 =加入系電柱本数 ×加入系電柱単価 ×電柱共架率</p>
加入系管路	<p>1 設備量の算定 局ごとに、地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とする。なお、管路亘長 km 及び 管路条 km から は、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路 又は 情報ボックスを適用した区間は控除する。</p>

	<p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定により算定した管路互長 km 及び管路条 km を用いて局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額 = 加入系管路条 km × 加入系管路条 km 当たり単価 + 加入系管路互長 km × 加入系管路互長 km 当たり単価 + インナーパイプ延長 km × インナーパイプ延長 km 当たり単価</p>
<p>加入系中口径管路</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路互長 km にき線中口径管路適用率を乗じたものをき線中口径管路互長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路、共同溝及びとう道を適用した後、管路条数が中口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。</p> <p>(3) 中口径管路互長 km から、中継系中口径管路互長 km を控除して、加入系中口径管路互長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定により算定した加入系中口径管路互長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系中口径管路投資額 = 加入系中口径管路互長 km × 中口径管路互長 km 当たり単価</p>
<p>加入系共同溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路互長 km にき線共同溝適用率を乗じたものをき線共同溝互長 km とする。</p> <p>(2) 共同溝互長 km から、中継系共同溝互長 km を控除して、加入系共同溝互長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定により算定した加入系共同溝互長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共</p>

	<p>同溝投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系共同溝投資額 =加入系共同溝亘長 km ×共同溝亘長 km 当たり単価</p>
<p>加入系とう 道</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 km とする。</p> <p>(2) とう道亘長 km から、中継系とう道亘長 km を控除して、加入系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定により算定した加入系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額 =加入系とう道亘長 km ×とう道亘長 km 当たり単価</p>
<p>電線共同 溝</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 km にき線電線共同溝適用率を乗じたものをき線電線共同溝延長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 km に配線電線共同溝適用率を乗じたものを配線電線共同溝延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定により算定したき線電線共同溝延長 km 及び配線電線共同溝延長 km を合算したものを当該局の電線共同溝延長 km とし、次の算定式により、局別電線共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと電線共同溝投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと電線共同溝投資額 =電線共同溝延長 km ×電線共同溝延長 km 当たり単価</p>

<p>自治体管路</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 km にき線自治体管路適用率を乗じたものをき線自治体管路延長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 km に配線自治体管路適用率を乗じたものを配線自治体管路延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>自治体管路は自治体地方公共団体の資産であり、投資額は算定しない。-</p>
<p>情報ボックス</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長 km にき線情報ボックス適用率を乗じたものをき線情報ボックス延長 km とする。</p> <p>(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長 km に配線情報ボックス適用率を乗じたものを配線情報ボックス延長 km とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。</p>
<p>光ケーブル成端架</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの、及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したものを (1) (1) に満たない端数は一切り捨てるものとする。) を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いた減じたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架（大型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（中型）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（中型）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架（小型2）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型2）に収容することとする。光ケーブル成端架（小型1）架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架（小型1）に収容することとする。</p>

- (4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（大型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（大型）架数に1を加え、光ケーブル成端架（大型）心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。
- (5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）に収容する場合には、光ケーブル成端架（中型）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（中型）心線数とする。
- (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型2）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型2）心線数とする。
- (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）に収容する場合には、光ケーブル成端架（小型1）架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架（小型1）心線数とする。

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定により算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

局ごと光ケーブル成端架投資額

$$\begin{aligned}
 &= \text{光ケーブル成端架（大型）架数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（大型）架当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（大型）心線数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（中型）架数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（中型）架当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（中型）心線数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（小型2）架数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（小型2）架当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（小型2）心線数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（小型2）心線当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（小型1）架数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価} \\
 &+ \text{光ケーブル成端架（小型1）心線数} \\
 &\times \text{光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価}
 \end{aligned}$$

局内スプリッタ	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに収容される局外スプリッタ台数を局内スプリッタあたり分岐数で除し、切り上げたものを計算最小単位あたりの局内スプリッタ台数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局内スプリッタ台数より局ごと局内スプリッタ投資額を求め、全ての局の局ごと局内スプリッタ投資額を合算し、局内スプリッタ投資額を算定する。</p> <p>局ごと局内スプリッタ投資額 =局ごと局内スプリッタ台数 ×局内スプリッタ単価</p>
局側光回線終端装置	<p>1 設備量の算定-</p> <p>局ごと光回線の最繁時トラヒックを局側光回線終端装置1インターフェースあたり最大最繁時トラヒックで除することで、局側光回線終端装置インターフェース数とする。局側光回線終端装置インターフェース数を局側光回線終端装置1ユニットあたり最大インターフェース数、および、及び局側光回線終端装置1ユニットあたり接続する端末回線交換機数で除し、局ごと局側光回線終端装置ユニット数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定により算定した局ごと局側光回線終端装置ユニット数より局ごと局側光回線終端装置投資額を求め、全ての局の局ごと局側光回線終端装置投資額を合算し、局側光回線終端装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局側光回線終端装置投資額 =局ごと局側光回線終端装置ユニット数 ×局側光回線終端装置単価</p>

第2 海底ケーブル部門に係る設備区分及び算定方法

設備区分	算定方法
海底光ケーブル及び陸揚局設備	<p>設備量の算定</p> <p>海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 有人離島間、また又は有人離島と本土との間において、橋梁また又は堤防で接続されている区間を特定し、これらが橋梁また又は堤防で接続されている場合、それらの離島は一つの離島として認識して、陸上の光ケーブルで接続されているものとする（海底光ケーブルの費用から当該区間分は除外する。）。</p> <p>次に、当該離島の海岸線と本土の海岸線との組み合せの中から、距</p>

	<p>離が最短となる地点を探索し、海岸線間の距離を算出する。さらに、本土間距離が当該離島より短い他の離島の中で、当該離島に最も近接する離島を探索し、これを近接離島とする。当該離島と近接離島との間の海岸線間の距離を海底光ケーブル延長 km とする。</p> <p>(2)2 投資額の算定</p> <p>有人離島ごとに、前項の規定により算定した海底光ケーブル延長 km を用いて、<u>以下次</u>の算定式により、有人離島ごとの海底光ケーブル投資額を算定する。さらに、陸揚局の平均単価を合算する。この際、海岸線から陸揚局までは陸上光ケーブルで接続されているものとして<u>陸揚局</u>単価に含める。</p> <p>有人離島ごとの海底光ケーブル投資額 =海底光ケーブル心 km ×海底光ケーブル心 km 単価 +—陸揚局単価</p>
--	--

第3 附属設備等に係る設備等区分及び算定方法

設備等区分	算定方法
空調設備	<p>1 局の空調設備の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される空調設備を要する全設備に必要な空調設備台数の合計を、当該局の空調設備の設置台数とする。固定端末系伝送路設備部門、および及び、その他の部門の投資額がそれぞれ最低となるように空調設備の種別を選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。-</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定により算定した台数を用いて<u>種別</u>ごと空調設備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、全ての局の空調設備投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。</p> <p>種別ごと空調設備投資額 =当該種別空調設備設置台数 ×当該種別空調設備±<u>±</u>台当たり単価</p>
電力設備 (整流装置)	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、整流装置±<u>±</u>系統当たり最大電流で除したもの（1に満たない端数は—切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置系統数とする。</p>

	<p>(2) 局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器\pm二ユニット当たり最大電流値で除したもの（1に満たない端数は、一切り上げるものとする。）に1を加えたものを、当該局の整流器\pm二系統当たりユニット数とする。</p> <p>(3) (2)で算定した整流装置\pm二系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの（1に満たない端数は、一切り上げるものとする。）を、当該局の整流装置\pm二系統当たり増設架数とする。</p> <p>(4) (1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定した整流装置\pm二系統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置\pm二系統当たり増設架数に(1)で算定した整流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した基本部数、増設架数及びユニット数を用いて局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと整流装置投資額 = 整流装置基本部数 × 整流装置基本部単価 + 整流装置増設架数 × 整流装置増設架単価 + 整流器ユニット数 × 整流器ユニット単価</p>
電力設備 (蓄電池)	<p>1 蓄電池の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に、交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に、局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。</p>

	<p>(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの（1に満たない端数は、1切り上げるものとする。）の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した組数を用いて種別ごと蓄電池投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、全ての局の蓄電池投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。</p> <p>種別ごと蓄電池投資額 =当該種別蓄電池組数 ×当該種別蓄電池取得単価</p>
<p>電力設備 （受電装置）</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は、1切り上げるものとする。）を受電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した所要容量を用いて受電装置投資額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全ての局の受電装置投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと受電装置投資額 =受電装置所要容量 ×受電装置単位容量当たり取得単価</p>

<p>電力設備 (発電装置)</p>	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器 ±<u>±</u> ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したもの（1に満たない端数は±切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定により算定した所要容量を用いて <u>±</u> 局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額 = 発電装置所要容量 × 発電装置単位容量当たり取得単価</p>
<p>電力設備 (小規模局用電源装置)</p>	<p>1 RT-BOX 以外の局に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置 ±<u>±</u> 台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は±切り上げるものとする。）を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。</p> <p>2 RT-BOX に設置する場合の設備量の算定</p> <p>局ごとに、当該局に設置される設備（局設置簡易遠隔収容装置を除く。）の所要電流値の合計を、小規模局用電源装置（RT-BOX 用最大規格） ±<u>±</u> 台当たりの最大電流で除したもの（1に満たない端数は±切り捨てるものとする。） ±<u>±</u> を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（RT-BOX 用直近上位規格）台数を小規模局用電源装置台数に加える。</p>

	<p>2.3 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前二項の規定により算定した台数を用いて局ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと小規模局用電源装置投資額 = 小規模局用電源装置台数 × 小規模局用電源装置単価</p>
<p>電力設備 (可搬型発 動発電機)</p>	<p>1 所要容量の算定</p> <p>小規模電力設備を設置する局（相互接続局設備、コア局設備、オペレーション設備を有さないRT-BOX設置局ではない収容局）ごとに、以下の算定方法に可搬型発動発電機を設置するとする。</p> <p>全国における定格容量別可搬型発動発電機定格容量に定格容量別可搬型発動発電機台数を乗じ、全国における可搬型発動発電機所要容量とする。これに、当該局における総電流と全国の総電力の比を乗じたものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式より、前項の規定により算定した所要容量を用い、局ごと可搬型発動発電機投資額とする。</p> <p>局ごと可搬型発動発電機投資額 = 可搬型発動発電機所要容量 × 可搬型発動発電機単位容量当たり単価</p>
<p>機械室建 物</p>	<p>1 RT-BOX 以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからホまでの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。局内スプリッタを局側光回線終端装置と混載する場合は、局側光回線終端装置の架数のみを算定対象とする。</p> <p>ア 局内スプリッタ台数（局内スプリッタと局側光回線終端装置を混載する場合はゼロとする。）を局内スプリッタ専用架最大収容台数で除したものに（1に満たない端数は切り上げるものとする。）、局内スプリッタ専用架当たりの面積を乗じたもの。</p> <p>イ 局側光回線終端装置台数を局側光回線終端装置専用架最大収容台数で除したものに（1に満たない端数は切り上げるものとする。）に局側光回線終端装置専用架当たりの面積を乗じたもの。</p> <p>ウ 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの（1に満たない端数は切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの。</p>

- エ ~~総合監視面積及び試験受付面積の合計。~~
- オ 光ケーブル成端架収容端子数を一万で除したもの（1に満たない端子数は切り上げるものとする。）に、一万端子当たりが必要となる光ケーブル成端架の長さと作業スペースを含む幅をそれぞれ乗じたもの
- キ ~~その他。~~ 当該局に必要とされる設備に必要な面積の合計。

(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。

- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計。
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの。
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計。
- オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計。
- カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計。
- キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- ク 電力設備の更改のために確保することが必要な面積として、整流装置 \pm 1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置 \pm 1台分の面積、 \pm 1系統に蓄電池が \pm 1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池 \pm 1組分の面積の合計に、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計、又は小規模局用電源装置 \pm 1台分の面積の合計（更改のための面積を確保）を加えた面積

(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。

(4) 局ごとに、(1)オで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。

(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を1から減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。

	<p>(6) (1)から(5)までで算定した、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOX の機械室建物の設備量の算定 RT-BOX 数を 1 とする。</p> <p>3 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前<u>2</u>項の規定により算定した面積、又は RT-BOX 単価を用いて局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室建物投資額 =機械室建物面積 ×機械室建物建設単価 又は、局ごと機械室建物投資額 =RT-BOX 単価</p>
<p>機械室土地</p>	<p>1 機械室土地の設備量の算定 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。</p> <p>2 投資額の算定 局ごとに次の算定式により、前<u>2</u>項の規定により算定した面積を用いて局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室土地投資額 =機械室土地面積 ×(固定資産評価額÷土地単価時価補正係数) ×土地単価時点補正係数</p>
<p>監視設備 (総合監視)</p>	<p>監視設備(総合監視)投資額 =ネットワーク設備の投資額合計 ×監視設備(総合監視)対投資額比率 (「<u>ネットワーク設備</u>」とは、別表第4第1に規定する設備区分に係る設備、別表第4第3に規定する附属設備、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下、この表内<u>で同様</u>において同じ。)</p>

監視設備 (収容局 設備監 視)	監視設備(収容局設備監視)投資額 =収容局設備(局内スプリッタ、局側光回線終端装置)投資額×収容局設備監視装置—対投資額比率
監視設備 (市内線 路監視)	監視設備(市内線路)投資額 =市内線路投資額(加入系光ケーブル及び加入系電柱の投資額の合計) ×監視設備(市内線路)対投資額比率
共通用建 物	共通用建物投資額 =機械室建物投資額×共通用建物対投資額比率
共通用土 地	共通用土地投資額 =機械室土地投資額×共通用土地対投資額比率
構築物	構築物投資額 =(機械室建物投資額+共通用建物投資額) ×構築物対投資額比率
機械及び 装置	機械及び装置投資額 =ネットワーク設備の投資額合計 ×機械及び装置対投資額比率
車両	車両投資額 =ネットワーク設備の投資額合計×車両対投資額比率
工具、器 具及び備 品	工具、器具及び備品投資額 =ネットワーク設備の投資額合計 ×工具、器具及び備品対投資額比率
無形固定 資産	無形固定資産投資額 =ネットワーク設備の投資額合計 ×無形固定資産対投資額比率

別表第6（第11条第2項第4号関係）

第1 費用算定方式

費用区分	算定方式
減価償却費	$\left(\left(\text{投資額} - \text{最低残存価額} \right) \div \text{法定耐用年数} \right) \times \text{法定耐用年数} + \text{除去却損} \div \text{経済的耐用年数}$ <p>土地は減価償却しない。除去却損＝最低残存価額とする。</p>
固定資産税	<p>定率法正味固定資産価額×固定資産税率</p> <p>定率法正味固定資産価額は、別表第5に定める算出式により算定する。</p>
施設保全費	<p>加入者側光終端装置、局外スプリッタ、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置に係るもの</p> <p>投資額×投資額×施設保全費対投資額比率</p> <p>加入系光ケーブルに係るもの</p> <p>設備延長 km×1 km 当たりの施設保全費+加入者数×1<u>2</u>加入者当たり施設保全費</p> <p>加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝及び自治体管路に係るもの</p> <p>設備互長 km×1 km 当たりの施設保全費</p>
道路占用料	<p>加入系電柱に係るもの</p> <p>電柱本数×電柱1<u>2</u>本当たり道路占用料</p> <p>管路等（加入系管路、加入系中口径管路）に係るもの</p> <p>管路等互長 km×管路等 1 km <u>あ</u>当たり道路占用料</p> <p>加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスに係るもの</p> <p>管路等延長 km×管路等 1 km <u>あ</u>当たり道路占用料</p>
撤去費用	投資額×撤去費用対投資額比率
試験研究費	<p>直接費×対直接費比率</p> <p>直接費＝減価償却費+固定資産税+施設保全費+道路占用料+撤去費用</p>
管理共通費	(施設保全費+試験研究費)×管理共通費比率

第2 共通費等の配賦基準

区分	帰属対象設備	配賦基準
----	--------	------

試験研究費		加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	直接費比
管理共通費		加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックス、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
空調設備		局側光回線終端装置	電力容量比
電力設備	整流装置	局側光回線終端装置	電流比
	蓄電池	局側光回線終端装置	電流比
	受電装置	局側光回線終端装置	電力容量比
	発電装置	局側光回線終端装置	電力容量比
	小規模局舎用電源装置	局側光回線終端装置	電流比
	可搬型発動発電機	局側光回線終端装置	電流比
機械室建物		光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	面積比
機械室土地		光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	面積比
監視設備	総合監視	局内スプリッタ、局側光回線終端装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	収容局設備監視	局内スプリッタ、局側光回線終端装置	資本コスト＋保守コストの合計額比
	市内線路監視	加入系光ケーブル	資本コスト＋保守コストの合計額比
共通用建物		加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比

共通用地	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
構築物	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	機械室土地建物、共通用地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
車両	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費比
工具、器具及び備品	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
その他の無形固定資産	加入者側光終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ <u>および</u> 局側光回線終端装置	左記設備投資額

注 資本コスト＝減価償却費＋他人資本費用＋自己資本費用－他人資本費用＋利益対応税
＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の第七条第二号、第一百七条第二号、第一百八条第一項第一号及び第二項、第九十九条第一項、第三項及び第四項、第一百条第二項、第一百条の三第一項第一号、第一百条の四第五項、第一百条の五第一項、第一百六条において読み替えて準用する第七十九条第一項及び第八十一条並びに第七十六条の二並びに聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう^じに改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のもの

は当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

〔第一章 略〕
第二章 電気通信事業

〔第一節～第四節 略〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二）―第四十条の八の五の三）

〔第六節 略〕

〔第三章～第五章 略〕

附則

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。第四十条の七の二において同じ。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

〔一～三 略〕

〔2～6 略〕

（第二号基礎的電気通信役務の提供に係る単位区域）この電気通信回線設備の規模等の報告（第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該提供に係る単位区域ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。）

一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位区域の全世帯数に占める当該単位区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

〔二・三 略〕

〔2 略〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関

（法第百六条の規定による指定の申請）

第四十条の二の二 法第百六条の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

目次

〔第一章 同上〕
〔第二章 同上〕

〔第一節～第四節 同上〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三）―第四十条の八の五）

〔第六節 同上〕

〔第三章～第五章 同上〕

附則

（第二号基礎的電気通信役務の範囲）

第十四条の三 法第七条第二号の総務省令で定める高速データ伝送電気通信役務は、次に掲げるもの（卸電気通信役務に該当するものを含む。）であつて、その下り名目速度（端末系伝送路設備から利用者の電気通信設備への通信を行う場合における理論上の最大データ伝送速度をいう。）が毎秒三〇メガビット以上のものとする。

〔一～三 同上〕

〔2～6 略〕

（第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域）この電気通信回線設備の規模等の報告（第十四条の五 端末系伝送路設備を設置して第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、当該第二号基礎的電気通信役務に係る単位業務区域（当該電気通信事業者の第二号基礎的電気通信役務に係る業務区域を第四十条の八の二第一項に規定する地域の単位に分けた区域をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げる事項を総務大臣に報告するものとする。）

一 当該事業年度末における電気通信回線設備の規模（一の単位業務区域の全世帯数に占める当該単位業務区域に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合とする。以下この条、第四十条の四の五、第四十条の五の二、第四十条の六の二及び第四十条の八の五並びに様式第三十八の二の四において同じ。）が第四十条の六の二第二項に規定する規模を超える場合には、その旨

〔二・三 同上〕

〔2 同上〕

第五節 基礎的電気通信役務支援機関

〔新設〕

<p>三 支援業務を開始しようとする日</p> <p>2] 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>一 定款の謄本及び登記事項証明書</p> <p>二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）</p> <p>三 申請の日の属する事業年度及び当該事業年度の翌事業年度における事業計画書及び収支予算書</p> <p>四 申請に関する意思の決定を証する書類</p> <p>五 役員及び経歴を記載した書類</p> <p>六 組織及び運営に関する事項を記載した書類</p> <p>七 支援業務を行うおととする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類</p> <p>八 現に行つている業務の概要を記載した書類</p> <p>九 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類</p> <p>十 その他参考となる事項を記載した書類</p> <p>（支援機関の名称等の変更の届出）</p> <p>第四十条の二三 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2] 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。</p> <p>（支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請）</p> <p>第四十条の二四 支援機関は、法第十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>（役員を選任及び解任の認可の申請）</p> <p>第四十条の二五 支援機関は、法第十六条第一項において準用する法第七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。</p> <p>一 役員の名</p> <p>二 選任又は解任の理由</p> <p>三 選任の場合にあつては、その者の経歴</p> <p>2] 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。</p> <p>（支援業務規程の記載事項）</p> <p>第四十条の二六 法第十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 支援業務を行う時間及び休日に関する事項</p> <p>二 支援業務を行う事務所に関する事項</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

- 三 支援業務の実施の方法に関する事項
 - 四 交付金（第一種交付金及び第二種交付金をいう。次号、第四十条の二の九第一項及び第四十条の八第一項において同じ。）の額並びに及び負担金（第一種負担金及び第二種負担金をいう。次号同号及び第四十条の二の九第一項において同じ。）の額の算定方法に関する事項
 - 五 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
 - 六 支援機関の役員を選任及び解任に関する事項
 - 七 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
 - 八 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 九 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 十 その他支援業務の実施に関し必要な事項
- （支援業務規程の認可の申請）
- 第四十条の二の七 支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2] 支援機関は、法第百十六条において読み替えて準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由
- （法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による事業計画及び収支予算の認可の申請）
- 第四十条の二の八 法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
- 2] 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
- （帳簿の記載事項）
- 第四十条の二の九 法第百十六条において読み替えて準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者及び第二種適格電気通信事業者をいう。第三号及び第七号において同じ。）の名称
 - 二 交付金に係る認可の申請の年月日
 - 三 適格電気通信事業者ごとの交付金の額
 - 四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等又は高速データ伝送役務提供事業者の名称

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

五 前号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の額

六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等又は高速度データ伝送役務提供事業者ごとの負担金の納付の年月日

七 適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日

2| 法第百六十六条において読み替えて準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

〔支援業務の休廃止の許可の申請〕

第四十条の二の十 支援機関は、法第百六十六条において読み替えて準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする支援業務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

〔支援業務に係る公示〕

第四十条の二の十一 法第百六十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四 〔略〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、前条の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

〔第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四の五 法第百十條の三第一項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者は、様式第三十八の二の二の申請書に、次に掲げる書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

〔2 略〕

3| 総務大臣は、第一項の提出を行つた電気通信事業者に対して、法第百十條の三第二項の規定による担当支援区域の指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

〔第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等〕

〔新設〕

〔新設〕

〔第一種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四 〔同上〕

2 法第百八条第一項第一号の規定による第一号基礎的電気通信役務に関する収支の状況の公表は、第一種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、同項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

〔第二種適格電気通信事業者の指定の申請様式等〕

第四十条の四の五 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

〔第二号基礎的電気通信役務収支表の公表等〕

第四十条の四の六 法第一百条の三第一項第一号の総務省令で定める事項は、次に掲げる書類によるものとする。

一 第二号基礎的電気通信役務収支表

二 前条第一項第五号に規定する場合には、特別支援区域整備・役務提供計画書

2 前項各号に掲げる書類の公表は、前条第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、第二種適格電気通信事業者にあつては前項各号に掲げる書類のうち第四十条の五の二第一項の規定により総務大臣に提出するものを毎事業年度経過後五月以内に、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、当該公表の日から起算して五年を経過するまでの間（第一項第二号に掲げる書類であつて担当支援区域に係るものについては、法第一百条の三第三項の規定により当該担当支援区域の指定を解除された日の属する事業年度の四月一日から起算して五年を経過するまでの間）、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類（第五号ロに掲げる書類にあつては、当該書類の内容に変更があつた場合に限り。）を総務大臣に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 当該事業年度末における担当支援区域に特別支援区域が含まれる場合には、次に掲げる書類

「イ 略」

ロ 特別支援区域整備・役務提供計画書

「2 略」

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三 「略」

2 法第一百条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第七号第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第一百条の三第一項の規定により初めて指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

3 法第一百条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定（以下この項において「追加指定」という。）後最初に当該担当支援区域に係る第二種交付金が交付される場合における、第一項の法第七号第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」から起算して「一年」とあるのは、「法第一百条の三第二項後段の規定により追加して担当支援区域を指定された日から最初に到来する八月三十一日から七月を経過する日までの期間」とする。この場合において、当該第二種適格電気通信事業者が前項に規定する場合に該

第四十条の四の六 「同上」

2 前項各号に掲げる書類の公表は、第二種適格電気通信事業者にあつては毎事業年度経過後五月以内に、法第一百条の三第一項の規定による申請をしようとする電気通信事業者にあつては当該申請の前に、営業所その他の事業所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、その備置きの日から七日以内にインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

3 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して五年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

（第二種適格電気通信事業者による書類等の提出）

第四十条の五の二 第二種適格電気通信事業者は、毎事業年度経過後五月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を総務大臣に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

五 「同上」

「イ 同上」

ロ 「同上」

「2 同上」

（第二号基礎的電気通信役務を継続して提供している期間）

第四十条の六の三 「同上」

2 法第一百条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者に対して当該指定後最初に第二種交付金が交付される場合において、前項の法第七号第二号の総務省令で定める期間については、同項中「第四十条の六の二第一項及び同条第二項に規定する割合を超えた日」とあるのは、「法第一百条の三第一項の規定により新たに指定された第二種適格電気通信事業者が当該指定を受けた日」とする。

「新設」

当するときは、当該追加指定を四月から八月までの間に受けた者に限り、この項の規定を適用しない。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八号第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四号各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。

(法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するもののほか、その下り名目速度が毎秒一メガビット未満のものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務
- イ フレームリレーサービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ロ ATM交換サービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
- ニ IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)
- ホ 広域イーサネットサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)
- ヘ アンライセンSLPWA(電気通信事業報告規則第一条第二項第十八号に規定するものをいう。)

ト 専用役務

チ 仮想移動電気通信サービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)

リ 通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)

(交付金の額の公表)

第四十条の八 法第九号第四項の規定及び法第一百十条の四第五項の規定による交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九号第一項の認可、第二種交付金にあつては法第一百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかにインターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、当該公表の日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

(第一号基礎的電気通信役務の種別)

第四十条の七 法第八号第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次の各号のいずれかとする。

一 第十四号第一号及び第二号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

二 第十四号第一号、第二号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務をあわせたもの

(法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務)

第四十条の七の二 法第一百十条の五第一項の総務省令で定める高速度データ伝送電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 専ら卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務
- 二 前号に掲げるもののほか、次のイからリまでに掲げる電気通信役務
- イ フレームリレーサービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ロ ATM交換サービス(様式第四に規定するものをいう。)
- ハ 自営等BWAアクセスサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十四号の四に規定するものをいう。)
- ニ IP-VPNサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十六号に規定するものをいう。)
- ホ 広域イーサネットサービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十七号に規定するものをいう。)

〔新設〕

ヘ 専用役務

チ 仮想移動電気通信サービス(電気通信事業報告規則第一条第二項第十九号に規定するものをいう。)

リ 通信モジュール(特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている利用者の電気通信設備をいう。)

(第一種交付金及び第二種交付金の額の公表)

第四十条の八 法第九号第四項の規定による第一種交付金及び法第一百十条の四第五項の規定による第二種交付金の額の公表は、第一種交付金にあつては法第九号第一項の認可、第二種交付金にあつては法第一百十条の四第一項の認可を受けた後、速やかに支援機関の主たる事務所に備え置き、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

2 前項の公表は、同項の備置きの日から起算して十年を経過するまでの間、これを行わなければならない。

らない。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十條の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後八月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

(担当支援区域の全部又は一部が業務区域の範囲に含まれなくなつた場合等の報告)

第四十条の八の五の二 第二種適格電気通信事業者は、その担当支援区域が法第一百十條の三第三項第二号イに掲げる場合に該当することとなつたときは、直ちに、様式第三十八の二の五により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

2) 法第一百十條の三第五項に規定する第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合には、その地位を承継した電気通信事業者は、直ちに、様式第三十八の二の六により、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(第二種適格電気通信事業者の地位の承継があつた場合の通知等)

第四十条の八の五の三 総務大臣は、前条第二項に規定する報告があつた場合には、遅滞なく、その旨を支援機関に通知するとともに、これを公表するものとする。

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

【略】

【第1表 略】

【注1～4 略】

第2表 第二種適格電気通信事業者の全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額等

役割の細目	(1) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額	(2) 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供により生ずると見込まれる収益の額	(3) (1)から(2)を減じた額
1 第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
2 第14条の3第1項第3号に掲げるもの			

ばならない。

(一般支援区域等の指定等)

第四十条の八の三 総務大臣は、第十四条の五第一項の規定による報告(以下この条及び次条において「規模報告」という。)があつた場合において、当該規模報告に係る単位区域が法第一百十條の二第一項各号又は第二項各号の要件に該当すると認めるときは、毎事業年度経過後五月以内に、同条第一項の規定による一般支援区域の指定又は第二項の規定による特別支援区域の指定を行い、また、同条第一項各号又は第二項各号の要件に該当しないと認められるときは、同条第三項の規定による一般支援区域又は特別支援区域の指定の解除を行うものとする。

【新設】

【新設】

様式第38の2の3 (第40条の4の5第1項第2号、第40条の5の2第1項第2号関係)

【同左】

【第1表 同左】

【注1～4 同左】

第2表 【同左】

1 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供に要すると見込まれる費用の額	2 全ての担当支援区域における第二号基礎的電気通信業務の提供により生ずると見込まれる収益の額	3 1から2を減じた額

2号に掲げ各添えるもの			
3 第14条の3第1項第3号に掲げるもの			
合計			

注1 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

2 (1)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同規則第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同規則第6条の規定に基づき算定した同条に掲げる原価の合計額を記載すること。

3 (2)の欄は、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則第5条第1項第2号ロに掲げる特別支援区域を同号イに掲げる特別支援区域とみなし、同規則第9条第3項括弧書の規定を適用しないで同規則第6条の規定に基づき算定した、第40条の8の4第2号の規定に基づき総務大臣が告示する額に十二を乗じた値に同規則第6条各号に掲げる値を乗じて得た額を記載すること。

第3表 交付金等

交付金の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 負担金				
計				

[注1・2 略]

注 電気通信事業者が法第110条の3第1項の規定による指定を受けようとする場合には、この表は不要とする。

[新設]

第3表 交付金等

役務の細目	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
1 交付金				
2 当該適格電気通信事業者の算定自己負担額				
3 負担金				
計				

[注1・2 同左]

様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。なお、第二種適格電気通信事業者として担当支援区域についてこの計画書を提出する場合には法人名の前に「第二種適格電気通信事業者」と記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロに規定する特別支援区域整備・役務提供計画を以下のとおり定めます。

1 計画の概要

地域名	役務の細目	目標とする電気通信回線設備の規模	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1項第1号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの			
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの			

様式第38の2の4 (第40条の4の5関係)

特別支援区域整備・役務提供計画書

年 月 日

(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

第40条の4の5第1項第5号ロの規定により、特別支援区域整備・役務提供計画を定めま

1 計画の概要

地域名	役務の細目	達成すべき電気通信回線設備の規模	光ファイバ等の整備時期	公設光ファイバ等の譲受等時期	役務提供開始時期	備考
	第14条の3第1号に掲げるもの					
	第14条の3第1項第2号に掲げるもの					
	第14条の3第1項第3号に掲げるもの					

	合 計		
--	-----	--	--

注1 地域名の欄には、第40条の8の2第2項の規定により総務省のホームページに掲載する町又は字の名称等を記載すること。

- 2 目標とする電気通信回線設備の規模の欄には、世帯カバー率を記載すること。
- 3 合計の欄には、提供する全ての第二号基礎的電気通信役務で提供可能な電気通信回線設備の規模（重複するカバー世帯を除いた世帯カバー率）の目標を記載すること。
- 4 役務提供開始時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受ける場合に当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置した場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期のいずれか又は双方を記載すること。
- 5 備考欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備を譲り受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が所有する電気通信回線設備を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「民間移行等」と記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 計画の詳細

注1 既に公表している類似の計画があれば、添付すること。

- 2 総務大臣に提出した直近の計画から変更があつた場合は、新旧対照及び変更理由を明示すること。

	合 計		
--	-----	--	--

注1 地域名の欄には、原則として第40条の8の2の規定により定める町又は字名を記載すること。

- 2 達成すべき電気通信回線設備の規模の欄には、目標とする電気通信回線設備の規模を記載すること。
- 3 合計の欄には、第14条の3第1項第1号から第3号までの電気通信役務のいずれかが提供可能な電気通信回線設備の規模の目標を記載すること。
- 4 光ファイバ等の整備時期の欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。
- 5 公設光ファイバ等（地方公共団体及び他の電気通信事業者が設置する光ファイバ等）の譲受等時期の欄には、地方公共団体が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合の当該電気通信回線設備を譲受することが見込まれる時期又は地方公共団体が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合における当該電気通信回線設備を設置することが見込まれる時期を記載すること。
- 6 役務提供開始時期の欄には、新たに電気通信回線設備を整備又は譲受等する場合に、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を開始すると見込まれる時期を記載すること。
- 7 備考欄には、電気通信回線設備が設置されていない地域に新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「新規整備」と記載するとともに、新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載し、及び新たに設置する電気通信回線設備の規模、地方公共団体が所有する電気通信回線設備の譲渡を受け、当該電気通信回線設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行う場合又は地方公共団体が既に設置している光ファイバ等を撤去し、新たに電気通信回線設備を設置し、第二号基礎的電気通信役務の提供を開始する場合には「設備の譲受等」と記載するとともに、地方公共団体から譲渡を受ける電気通信回線設備の規模又は新たに設置する電気通信回線設備の規模を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

2 計画の詳細

注 既に公表している計画があれば、添付すること。

様式第38の2の5(第40条の8の5の2第1項関係)

[新設]

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当する場合に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(おりがた)

住 所

(おりがた)

~~氏~~ 名 第二種適格電気通信事業者名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第1項の規定により、報告します。

該当年月日	
理由	
担当支援区域	

注1 理由欄には、電気通信事業法第110条の3第3項第2号イに該当することとなつた理由について記載すること。

2 該当する担当支援区域が複数ある場合は、担当支援区域欄に全て記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の2の6(第40条の8の5の2第2項関係)

[新設]

第二種適格電気通信事業者の地位の承継に係る報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

(おりがな)

住 所

(おりがな)

承継者名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署等を記載すること。)

電気通信事業法第110条の3第5項内に規定はなしである第二種適格電気通信事業者の地位の承継を受けたので、電気通信事業法施行規則第40条の8の5の2第2項の規定により、報告します。

継承年月日

被承継者の名称

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の算定に用いる電気通信番号数及び回線数等の毎月末の状況報告）

第九条 次各号に掲げる電気通信事業者は、当該各号に定めるところにより、電気通信番号及び回線数等（高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数及び第二種負担金の額の算定に關し必要な事項をいう。以下この条において同じ。）の毎月末の状況について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）までに、総務大臣に報告しなければならない。

一 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この号において「第一号算定等規則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等（これらの電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人又は譲り受けた者（当該承継又は譲り受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等以外の者に限る。以下この号において「一部承継事業者等」という。）を含む。）様式第二十九による当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用の状況（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲り受けがあつた月から第一号算定等規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。）

二 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者（当該電気通信事業者から高速度データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業の一部を承継し、又は譲り受けた電気通信事業者（以下この号において「一部承継事業者」という。）を含む。）それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式による回線数等の毎月末の状況（一部承継事業者にあつては、当該電気通信事業の一部を承継した又は譲り受けた日の属する月から当該月の属する年度の末日までの当該電気通信事業に係る回線数等の状況に限る。）

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
F T T H アクセスサービス	次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してF T T H アクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者 二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してF T T H アクセスサービス（共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設	様式第三十

（第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定に用いる電気通信番号数等の報告）

第九条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号。以下この条において「第一号算定規則」という。）別表第十一に掲げる電気通信番号の指定を受けた電気通信事業者（第一種適格電気通信事業者又は接続電気通信事業者等である者に限る。）若しくは分割又は譲渡により当該電気通信事業者から電気通信事業の一部を承継した法人若しくは譲り受けた者（当該承継又は譲り受けがあつた後遅滞なく、当該電気通信事業者が指定を受けた同表に掲げる電気通信番号の指定を受けた者であつて、第一種適格電気通信事業者等以外の者に限る。以下この条において「一部承継事業者等」という。）は、様式第二十九により、当該指定を受けた電気通信番号（一部承継事業者等については、承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号に限る。）の毎月末の使用状況等（一部承継事業者等にあつては、承継又は譲り受けがあつた月から第一号算定規則第二十七条第一項に規定する最終算定月までの月末の使用状況等に限る。）について、翌々月の二十日（当該日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもつて当該日とみなす。）までに、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

DSLアクセスサービス	備を設置して提供するものであつて当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものを除く。）を提供する高速データ伝送役務提供事業者 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTHアクセスサービス（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を設置して提供するものであつて当該端末系伝送路設備を用いて提供される卸電気通信役務を利用して提供するものに限る。）を提供する電気通信事業者	様式第三十の二
CATVアクセスサービス	デジタル加入者回線アクセス多重化装置を設置してDSLアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者 有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の三
FWAアクセスサービス	無線設備により構成される端末系伝送路設備を設置してFWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者 速度データ伝送役務提供事業者	様式第三十の四
ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス	利用者の屋内用ルータと接続される無線設備を設置してワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の五
携帯電話・PHSアクセスサービス	基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一
ローカル5Gサービス	基地局を設置してローカル5Gサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一の二
全国BWAアクセスサービス	基地局を設置して全国BWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一の三
地域BWAアクセスサービス	基地局を設置して地域BWAアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供事業者	様式第三十の一の四

<p>公衆無線LANアクセスサービス</p>	<p>基地局を設置して公衆無線LANアクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供者</p>	<p>様式第三十一の五</p>
<p>衛星アクセスサービス（電気通信事業法施行規則様式第4注3で規定するもの。）」</p>	<p>端末系伝送路設備を設置して衛星アクセスサービスを提供する高速データ伝送役務提供者</p>	<p>様式第三十一の六</p>
<p>仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）」</p>	<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者 一 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、四半期末における仮想移動電気通信サービスの契約数が三万以上であるもの（次号に掲げる者を除く。） 二 仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者であつて、携帯電話・PHSアクセスサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者の電気通信回線設備とGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続しているもの</p>	<p>様式第三十一の七</p>
<p>その他の高速データ伝送電気通信役務（電気通信事業法施行規則第四十条の七の二に規定するもの（以下「<u>本条</u>」））」</p>	<p>その他の高速データ伝送電気通信役務を提供する電気通信事業者</p>	<p>様式第三十一の八</p>

様式第 29 (第 9 条第 1 号関係)
 [表 略]

様式第 30 (第 9 条第 2 号関係)

様式第 29 (第 9 条関係)
 [表 略]

[新設]

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

態様	区分		合計
	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの	共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるもの	
回線数			
参考事項			

注1 サービスの種類の欄は、「光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置して提供するFTTHアクセスサービス」か、「他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続して提供するFTTHアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供している場合に限る。注4において同じ。）には、当該電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する回線数を自らの回線数として含めること。

4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、提供する卸電気通信役務が他の電気通信事業者から提供を受ける卸電気通信役務の場合（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものにあつては、当該電気通信設備を含めて提供を受ける場合に限る。）には、当該提供する卸電気通信役務を受けて他の電気通信事業者が提供する回線数を自らの回線数として含めないこと。

5 共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該FTTHアクセスサービスを提供する場合には、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該FTTHアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該FTTHアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。

6 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合であつて、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して共同住宅等内にVDSL設備その他の電気

- 通信設備を用いるF T T Hアクセスサービスを提供する電気通信事業者以外の者に対し、当該F T T Hアクセスサービスを提供しているときは、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を自らの回線数として報告すること。ただし、当該者の当該F T T Hアクセスサービスに係る回線数を把握していない場合には、当該者が当該F T T Hアクセスサービスを提供する共同住宅等内の最大戸数を自らの回線数として報告することとし、「参考事項」の項にその旨を記載すること。
- 7 注5及び注6に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第30の2（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数等

サービスの種類 F T T Hアクセスサービス

年 月 末現在

事業者名

法人番号

端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名	法人番号	共同住宅等内にV D S L設備その他の電気通信設備を用いるものの回線数
合計		
参考事項		

- 注1 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を受けて提供する回線数を自らの回線数として含めると。
- 2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務（同条第1号に掲げる電気通信役務ものを除く。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 「端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者名」の欄には、自ら設置する共同住宅等内のV D S L設備その他の電気通信設備と接続する端末系伝送路設備を設置する電気通信事業者の名称を記載すること。
- 4 記載する事業者名の数に及び、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に当該事業者の名称及び当該事業者の法人番号を記載すること。
- 5 注記すべき事項とがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【新設】

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注 1 サービスの種類は、「DSLアクセスサービス」か「CATVアクセスサービス」のいずれかを記載し、双方を提供する事業者においてはそれぞれ別葉で報告すること。

注 2 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

注 3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

注 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

注 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 FWA サービス

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

注 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

注 3 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第 30 の 5 で報告すること。

- 4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とすること。

様式第 30 の 5 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 ワイヤレス固定ブロードバンドアクセスサービス

事業者名 _____

法人番号 _____

参考事項	区分		合計
	回線数 (専用型)	回線数 (共用型)	

注 1 電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

- 2 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。
- 3 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4番とすること。

様式第 31 (第 9 条第 2 号関係)

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数等

年 月 末現在

サービスの種類 携帯電話・PHSアクセスサービス

事業者名 _____

法人番号 _____

- 1 自らが最終利用者に提供する回線数
回線数 (電気通信事業法施行規則第 40 条の 7 の 2 に規定する電気通信役務の回線数を除く。)

参考事項

- 2 一次MVNOに提供する回線数

事業者名	法人番号	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第 40 条の	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線

[新設]

[新設]

		7の2に規定する電気通信設備の回線数	数
	合計		
参考事項			

注1 この様式において、一次MVNOとは、自らの電気通信設備と接続し、又は自らが提供する卸電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。

- 2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 3 ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供する携帯電話・PHSアクセスサービスの利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において当該利用者に対し提供する携帯電話・PHSアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第四十九條の六の九第一項第一号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。
- 5 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。
- 6 「2 一次MVNO」に提供する回線数については、「事業者名」の欄には一次MVNOの名称を、「法人番号」の欄には当該一次MVNOの法人番号を記載すること。
- 7 記載する事業者名の数に並び、項を適宜追加することとし、複数の事業者がある場合には、回線数の多い順に事業者名を記載すること。
- 8 注記すべき事情ことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の2（第9条第2号関係）

〔新設〕

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 ローカル5Gサービス

事業者名
法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信業務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。

5 注記すべきことがある場合には、「参考事項1」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の3（第9条第2号関係）

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 全国BWAアクセスサービス

事業者名
法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信業務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

【新設】

4 ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供するBWAアクセスサービス（自営等BWAアクセスサービスを除く。）の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する全国BWAアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

4-5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該卸電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

4-6 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。

4-7 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

4-8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の4（第9条第2号関係）

高速度データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

サービスの種類 地域BWAアクセスサービス _____年 月 末現在

事業者名 _____
法人番号 _____

参考事項	回線数

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこととす。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 ローミングサービス（この様式において、他の電気通信事業者が提供するBWAアクセスサービス（自営等BWAアクセスサービスを除く。）の利用者に対し、当該他の電気通信事業者との提携により、当該他の電気通信事業者の業務区域以外の区域において提供する地域BWAアクセスサービスをいう。）の回線数を自らの回線数に含めないこと。

5 他の電気通信事業者に対して提供する卸電気通信役務を当該他の電気通信事業者が利用して提供する仮想移動電気通信サービスが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号

【新設】

へに規定するキャリアアグリゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供されるものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。

4-6 ワイヤレス固定ブロードバンドサービスの回線数は、自らの回線数に含めないこととし、様式第30の5で報告すること。

4-7 注記すべきことがある場合には、「参考事項1」の項にその内容を記載すること。

4-8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の5（第9条第2号関係）

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 公衆無線LANアクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 自らが提供する他の高速データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

5 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の6（第9条第2号関係）

【新設】

【新設】

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類 衛星アクセスサービス

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注1 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務の回線数を自らの回線数に含めないこと。

2 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。

3 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信業務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。

4 注記すべきことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第31の7（第9条第2号関係）

高速データ伝送電気通信業務に係る回線数等状況報告

回線数等

年 月 末現在

サービスの種類 仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）

事業者名

法人番号

MNO	一次MVNO	(1) 回線数	(2) (1)のうち、電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信業務（同条第1号及び第2号チに掲	(3) (1)の回線数から(2)の回線数を差し引いた回線数
事業者名	法人番号	事業者名	法人番号	(1) 回線数

【新設】

			げるものを (除く。)の 回線数	
合計				
参考事項				

- 注1 この様式において、MNOとは、基地局を設置して携帯電話・PHSアクセスサービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 2 この様式において、一次MVNOとは、MNOの電気通信回線設備と接続し、又はMNOが提供する電気通信役務を利用して仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者をいう。
- 3 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。
- 4 電気通信役務を利用して提供する仮想移動電気通信サービス（携帯電話・PHSアクセスサービスに係るものに限る。）であつてが、無線設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアグリアゲーション技術その他これに類するものを用いて複数の周波数を一体として提供する場合ものであるときは、当該電気通信役務の回線数は自らの回線数に含めないこと。
- 5 MNOごと及び一次MVNOごとに回線数を記載することとし、記載する事業者名の数に及び、項を適宜追加すること。
- 6 自らが一次MVNOである場合、一次MVNOの「事業者名」及び「法人番号」の欄には、自らの名称及び法人番号を記載すること。
- 7 注記すべき事情ことがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第32（第9条第2号関係）

高速データ伝送電気通信役務に係る回線数等状況報告

回線数

年 月 末現在

サービスの種類

事業者名

法人番号

回線数

参考事項

注1 サービスの種類ごとに別業とすること。

【新設】

<p>2 電気通信事業法施行規則第40条の7の2に規定する電気通信役務の回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>3 継続的な契約関係を有さず利用の都度契約をして提供するサービスの回線数を自らの回線数に含めないこと。</p> <p>4 他の電気通信事業者に対し、卸電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の回線数を自らの回線数として含めること。</p> <p>5 注記すべき事項とがある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。</p> <p>6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。</p>	
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則の一部
改正)

第三条 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則
(平成十四年総務省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下同じ。)を付し又は破線で
囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部
分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

目次

「第一章・第二章 略」
 「第三章 第一種負担金（第二十三条―第二十九条）」
 「附則」

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法並びに延滞金を計算するために乗じる率その他第一種交付金及び第一種負担金に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 「略」

2 「略」

一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の第一種支援業務（法第七十七条第一号に掲げる業務及び同条第三号に規定する業務のうち同条第一号に掲げる業務に附帯する業務をいう。以下同じ。）に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

「イ」ニ 略」

「二」略」

「3・4 略」

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 接続料規則第十一条（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二条（第五項の規定を除く。）及び第十三条の規定は、設備管理部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

目次

「第一章・第二章 同上」
 「第三章 第一種負担金（第二十三条―第二十九条）」
 「第四章 支援機関（第三十条―第三十九条）」
 「附則」

（遵守義務）

第三条 第一種適格電気通信事業者、算定対象電気通信事業者（第二十三条に規定する電気通信事業者をいう。）、接続電気通信事業者等又は支援機関は、第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金の額及び第一種負担金の額の算定方法、延滞金を計算するために乗じる率、支援業務規程の記載事項、帳簿の備付方法及び記載事項又は記録事項その他第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金並びに支援機関の業務に関してこの省令の定めるところによらなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

（第一種交付金の額の算定方法等）

第五条 「同上」

2 「同上」

一 各第一種適格電気通信事業者の補填対象額に当該補填対象額の割合で案分した支援機関の支援業務に係る費用の額を加えたものから、次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額

「イ」ニ 同上」

「二」同上」

「3・4 同上」

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）

第十七条 「同上」

第十一條第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
第十一條第二項	一般法定機能 一般法定機能 対象設備等	第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五條第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「第一種算定対象設備等」という。）
第十一條第三項	対象設備等	第一種算定対象設備等
〔略〕	〔略〕	〔略〕
第十一條第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価却費、固定資産除却損及び租税公課相当額を除く。）	第一種算定対象設備等の設備管理運営費（減価却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
第十二條第一項及び第十三條第一項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務の 電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金 第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務

第十一條第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二條第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
第十一條第二項	一般法定機能 一般法定機能 対象設備等	算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務 第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十五條第三項の電気通信設備、これの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（次項及び第五項において「算定対象設備等」という。）
第十一條第三項	対象設備等	算定対象設備等
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第十一條第五項	対象設備等の第一種指定設備管理運営費（減価却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）	算定対象設備等の設備管理運営費（減価却費、通信設備使用料及び固定資産税相当額を除く。）
第十二條第一項及び第十三條第一項	一般法定機能 一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信役務の 電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金 算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）
第二十一條 接続料規則第十一條（第三項ただし書及び第五項ただし書の規定を除く。）、第十二條（第五項の規定を除く。）及び第十三條の規定は、設備利用部門の原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字

（他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税）
第二十一條 〔同上〕

句に読み替えるものとする。

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。）
第十一条第二項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第十一条第五項	一般法定機能の 一般法定機能に係る 接続料	第一号算定対象電気通信役務の 電気通信役務に関する利用者料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び 第十三条第一項	一般法定機能 一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務 第一号算定対象電気通信役務

(第一種交付金の交付の特例)

第二十二條 支援機関は、法第九條第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいづれが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と第一種支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができ、この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

〔一〇四 略〕

2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に關して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合に

第十一条第一項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る第一種交付金及び第一種負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務（卸電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。）
第十一条第二項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第十一条第五項	一般法定機能の 一般法定機能に係る接 続料	算定対象電気通信役務の 電気通信役務に関する料金並びに当該電気通信役務の提供に關し他の電気通信事業者との間で締結する電気通信設備の接続に關する協定及び卸電気通信役務の提供に關する契約により取得する金額又は料金
第十二条第一項及び 第十三条第一項	一般法定機能 一般法定機能	算定対象電気通信役務 算定対象電気通信役務

(第一種交付金の交付の特例)

第二十二條 支援機関は、法第九條第一項の規定により認可を受けた第一種交付金の額にかかわらず、第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等につき次の各号に掲げる事由のいづれが生じた場合には、当該事由が生じた時期以降に第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額から、当該接続電気通信事業者等が負担すべき第一種負担金の額を補填対象額と支援業務の費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を減ずることができ、この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに第一種交付金の額から減ずることができる第一種負担金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

〔一〇四 同上〕

2 支援機関は、前項の規定により第一種交付金の額を減じた場合において、前項各号に掲げる事由に關して接続電気通信事業者等から第一種負担金の額の全部又は一部が納付された場合に

は、当該納付された額を補填対象額と第一種支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならぬ。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

(第一種負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額(以下この条において「番号単価」という。)に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数(以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。)をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月(以下この条において「最終算定月」という。)については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した第一種支援業務に係る費用の額を加えた額となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額と同一額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)で除して得た数値(小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。)を乗じる方法とする。

〔2 略〕

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等(第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。)にその旨を通知するほか、速やかに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

は、当該納付された額を補填対象額と支援機関の支援業務に係る費用の額の比率で案分した額のうち補填対象額に係る額を、第一種交付金として速やかに第一種適格電気通信事業者に交付しなければならぬ。この場合において、当該接続電気通信事業者等が納付すべき第一種負担金を基礎として第一種交付金を交付すべき第一種適格電気通信事業者が二以上あるときは、第一種適格電気通信事業者ごとに交付すべき第一種交付金の額は、当該第一種適格電気通信事業者に交付すべき第一種交付金の額の割合によるものとする。

(第一種負担金の額の算定方法等)

第二十七条 法第百十条第二項の総務省令で定める方法は、第一種適格電気通信事業者ごとに、総務大臣が別に告示する方法により支援機関が第一種適格電気通信事業者ごとに算定する各月の一電気通信番号当たりの第一種負担金の額(以下この条において「番号単価」という。)に第四項の規定により総務大臣が支援機関に通知した接続電気通信事業者等ごとの毎月末の電気通信番号の数(以下この項及び次項において「算定対象電気通信番号の数」という。)をそれぞれ乗じて得た額を合計することにより接続電気通信事業者等ごとの第一種負担金の額を算定するものとする。ただし、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援業務に係る費用の額を加えた額を超える月(以下この条において「最終算定月」という。)については、接続電気通信事業者等の第一種適格電気通信事業者ごとに算定した第一種負担金の額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が、各第一種適格電気通信事業者の補填対象額(第五条第三項の規定が適用される場合には、同項に規定する控除して得た額に満たない額に当該第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額とする。ただし、同項の規定により算定した第一種交付金の額が零となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の補填対象額の割合で案分した支援業務に係る費用の額を加えた額となる場合には、零とする。)に各第一種適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額と同一額となるために必要な額に、各接続電気通信事業者等の当該月の算定対象電気通信番号の数を、当該月の算定対象電気通信番号の総数(接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に自ら第一種交付金の交付を受ける第一種適格電気通信事業者の当該月の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう。)で除して得た数値(小数点以下七位未満を四捨五入して得た数値とする。)を乗じる方法とする。

〔2 同上〕

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、第一種適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等(第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。)にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九條（第一号に係る場合に限る。）の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数をを用いることができるものとする。

5 前項の通知において、法第百十條第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九條第一号に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合には、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

〔6・7 略〕
（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八條 「略」

〔一〇六 略〕

七 法第百十二條の規定に基づき区分して整理した前年度の第一種支援業務に係る経理の状況

八 第一種支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果
〔2 略〕

〔削る〕

間、これを公表しなければならない。

4 総務大臣は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九條の規定により電気通信番号の数の報告を受けたときは、遅滞なく、第一種適格電気通信事業者及び第一種負担金を納付すべき接続電気通信事業者等ごとの電気通信番号の数を支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合には、直近において報告された電気通信番号の数をを用いることができるものとする。

5 前項の通知において、法第百十條第二項の認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の接続電気通信事業者等が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九條に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合には、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の接続電気通信事業者等から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表第十一に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合は、各接続電気通信事業者等の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数）とする。）を当該分割又は譲渡しをした接続電気通信事業者等の電気通信番号の数に含めることとする。

〔6・7 同上〕
（第一種負担金の額等の認可申請等）

第二十八條 「同上」

〔一〇六 同上〕

七 法第百十二條の規定に基づき区分して整理した前年度の支援業務に係る経理の状況

八 支援業務に係る費用の算定方法及びその算定結果
〔2 同上〕

第四章 支援機関
（指定の申請）

第三十條 法第百六條の規定による指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
- 二 支援業務を行おうとする事務所の名称及び所在地
- 三 支援業務を開始しようとする日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 一 定款の謄本及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

- 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 支援業務を行うおととする事務所ごとに支援業務用設備の概要及び整備計画を記載した書類
 - 八 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 九 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
 - 十 その他参考となる事項を記載した書類
- (支援機関の名称等の変更の届出)
- 第三十一条 支援機関は、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 総務大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を公示する。
- (支援業務諮問委員会の委員の任命の認可の申請)
- 第三十二条 支援機関は、法第十三条第三項の認可を受けようとするときは、任命しようとする者の氏名及び履歴を記載した申請書に当該任命しようとする者の就任承諾書を添えて総務大臣に提出しなければならない。
- (役員を選任及び解任の認可の申請)
- 第三十三条 支援機関は、法百十六条第一項において準用する法七十七条第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を総務大臣に提出しなければならない。
- 一 役員の氏名
 - 二 選任又は解任の理由
 - 三 選任の場合にあつては、その者の経歴
 - 四 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書を添えなければならない。
- (支援業務規程の記載事項)
- 第三十四条 法百十六条第一項において準用する法七十九条第一項の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 一 支援業務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 支援業務を行う事務所に関する事項
 - 三 支援業務の実施の方法に関する事項
 - 四 交付金の額及び負担金の額の算定方法に関する事項
 - 五 交付金の交付及び負担金の徴収の方法に関する事項
 - 六 支援機関の役員を選任及び解任に関する事項
 - 七 支援業務諮問委員会の委員の任免に関する事項
 - 八 支援業務に関する秘密の保持に関する事項
 - 九 支援業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 十 その他支援業務の実施に関し必要な事項

(支援業務規程の認可の申請)

第三十五条 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る支援業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第七十九条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(事業計画等の認可申請)

第三十六条 法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて総務大臣に提出しなければならない。

2 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

(帳簿)

第三十七条 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の名称
 - 二 交付金の交付申請の年月日
 - 三 交付金の額
 - 四 負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の名称
 - 五 前号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の額
 - 六 第四号に掲げる接続電気通信事業者等ごとの負担金の納付の年月日
 - 七 第一号に掲げる適格電気通信事業者ごとの交付金の交付の年月日
- 2 法第百十六条第一項において準用する法第八十一条の帳簿は、支援業務を行う事務所ごとに備え付け、記載又は記録の日から五年間保存しなければならない。

(支援業務の休廃止の許可の申請)

第三十八条 支援機関は、法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする支援業務の範囲
- 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
- 三 休止又は廃止の理由

別表第1 (第6条関係)

【表略】

【注1～3 略】

4 接続料規則第11条 (第3項ただし書及び第5項ただし書の規定を除く。)、第12条 (第5項の規定を除く。) 及び第13条の規定は、3における施行規則第40条の3又は第40条の5の規定により提出した第一号基礎的電気通信役務収支表に記載した営業費用の額に係る原価を構成する他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の計算について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる接続料規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(即電気通信役務を含む。以下「第一号算定対象電気通信役務」という。)
第11条第2項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
第11条第5項	一般法定機能の	第一号算定対象電気通信役務の
	略	略
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務
	一般法定機能	第一号算定対象電気通信役務

【5・6 略】

備考 表中の「」の記載は注記による。

(公示)

第三十九条 法第百十六条第一項において準用する法第八十三条第二項、第八十四条第三項並びに第九十条第一項及び第三項の公示は、官報で告示することによって行う。

別表第1 (第6条関係)

【表同左】

【注1～3 同左】

4 【同左】

第11条第1項	一般法定機能	第一種適格電気通信事業者の提供する第一号基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第十二条第二項に規定する電気通信役務(即電気通信役務を含む。以下「算定対象電気通信役務」という。)
第11条第2項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務
第11条第5項	一般法定機能の	算定対象電気通信役務の
	同左	同左
第12条第1項及び第13条第1項	一般法定機能	算定対象電気通信役務
	一般法定機能	算定対象電気通信役務

【5・6 同左】

（聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和二年総務省令第一百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(負担金の額の算定方法等)</p> <p>第二十八条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九條（第一号に係る部分に限る。）の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けるときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあつては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。</p> <p>5 前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九條第一号に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあつては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあつては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数））を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。</p>	<p>(負担金の額の算定方法等)</p> <p>第二十八条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 総務大臣は、電話リレーサービス支援機関から要請があった場合において、電気通信事業者から電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号。次項において「報告規則」という。）第九條の規定に基づく電気通信番号の数の報告を受けたときは、負担金を納付すべき特定電話提供事業者ごとの電気通信番号の数を電話リレーサービス支援機関に通知するものとする。ただし、当該報告がない場合にあつては、直近において報告された電気通信番号の数を通知することができるものとする。</p> <p>5 前項の通知において、法第二十五条第二項の規定による認可を受けた年度開始の日から最終算定月までの間に前項の特定電話提供事業者が分割又は譲渡しにより電気通信事業の一部を報告規則第九條に規定する一部承継事業者等に承継させた場合又は譲り渡した場合にあつては、当該一部承継事業者等が承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る電気通信番号の数（複数の特定電話提供事業者から承継した電気通信事業又は譲り受けた電気通信事業に係る別表に掲げる電気通信番号の種別が同一のものである場合にあつては、各特定電話提供事業者の直近において報告された電気通信番号の数の割合で案分した数（小数点以下一位未満を四捨五入して得た数））を当該分割又は譲渡しをした特定電話提供事業者の電気通信番号の数に含めるものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(電気通信事業法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に提出し、及び公表したこの省令による改正前の電気通信事業法施行規則(以下「旧施行規則」という。)第四十条の四の五第一項第五号ロ及び第四十条の四の六第一項第二号に掲げる様式第三十八の二の四による書類(特別支援区域整備・役務提供計画書)は、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則(以下「新施行規則」という。)様式第三十八の二の四による書類とみなす。

第三条 旧施行規則第四十条の七に規定する種別に対する電気通信事業法第百八条第一項の第一種適格電気通信事業者の指定は、当該第一種適格電気通信事業者が、新施行規則第四十条の七ゆに規定ゆする種別に対する電気通信事業法第百八条第十同項の第一種適格電気通信事業者の指定を受けるまでの間は、なおその効力を有する。

(電気通信事業報告規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この省令による改正後の電気通信事業報告規則(以下「新報告規則」という。)第九条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、令和七年四月末、五月末」及び七月末から十二

月末までの各月末の回線数等（同条に規定する回線数等をいう。）の状況については、適用しない。

2 新報告規則第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定による令和七年六月末及び令和八年一月末から令和九年三月末までの各月末の回線数等の状況に係る報告に当たつての様式第三十一の五の注4の適用については、同注4中「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービス」の回線数を自らの回線数に含めないこと。」とあるのは、「自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に提供する公衆無線LANアクセスサービス、自らが提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約をしていないものに限る。」及び他の電気通信事業者が提供する他の高速度データ伝送電気通信役務の利用に係る契約を条件として当該契約をした者に対して別途の契約により提供する公衆無線LANアクセスサービス（料金を要しないものに限る。）に係る回線数を自らの回線数に含めないこと。」とする。